

2026年5月29日

株主各位

東京都千代田区紀尾井町1番3号
PayPay株式会社
代表取締役 中山 一郎

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本招集通知は、インターネット上の下記ウェブサイトにおいても「第8期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://ir.paypay.ne.jp/jp/news/calendar/>)

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月26日（金曜日）午後5時まで（郵送時は午後5時必着）に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 日時 2026年6月29日（月曜日） 午前9時
- 場所 東京都新宿区四谷1-6-1 YOTSUYA TOWER 当社会議室
※ADS保有者は、当社の株主名簿に記載された株主ではないため、本株主総会にご出席いただくことはできません。詳細は当社ウェブサイトのFAQ (<https://ir.paypay.ne.jp/jp/resources/faq/>) をご確認ください。
- 目的事項
報告事項 1. 第8期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- その他招集にあたっての決定事項
(1) 重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。書面と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効なものとしたしますが、同日に到着した場合には、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしたします。電磁的方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。

以上

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

<https://ir.paypay.ne.jp/jp/news/calendar/>

【決議事項】

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、任意設置の指名委員会において審議が行われ、各候補者はいずれも当社の取締役として適任であるとの意見を受領しております。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1	再任 なかやま いちろう 中山 一郎	男性	代表取締役 社長執行役員 CEO	19 回中 19 回
2	再任 いでざわ たけし 出澤 剛	男性	取締役	19 回中 19 回
3	再任 ごとう よしみつ 後藤 芳光	男性	取締役	19 回中 19 回
4	再任 みやかわ じゅんいち 宮川 潤一	男性	取締役	17 回中 16 回
5	新任 たかす ふみや 高洲 史弥	男性	—	—

(注1) 上記の取締役会出席回数には、会社法第370条及び当社定款27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなした書面決議15回分を含みます。

(注2) 取締役宮川潤一氏については、2025年6月24日就任後の回数を記載しています。(注1の書面決議14回分を含みます)

(注3) 本議案につき、監査等委員会において、選定された各候補者の職務執行状況や経歴等を評価した結果、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないと判断しております。

候補者番号 1	なかやま いちろう 中山 一郎 (生年月日 1969年9月21日) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div>
	<p>略歴及び当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)</p> <p>2013年4月 株式会社 IDC フロンティア 代表取締役社長</p> <p>2016年3月 株式会社一休 取締役副社長</p> <p>2018年6月 当社 代表取締役 社長執行役員 CEO(現任)</p> <p>2020年11月 Zフィナンシャル株式会社 (現 LINE ヤフー株式会社) 取締役</p> <p>2021年4月 ヤフー株式会社 (現 LINE ヤフー株式会社) 常務執行役員</p> <p>2022年5月 福岡ソフトバンクホークス株式会社 取締役(現任)</p> <p>2023年11月 PayPay 銀行株式会社 取締役</p> <p>2024年7月 PayPay SC 株式会社 代表取締役社長 (現任)</p>
<p>所有する当社株式の数</p> <p>78 ADS(*)</p>	<p>取締役候補者とした理由等</p> <p>中山一郎氏は、情報通信ビジネスや IT 業界において培った経験と BtoC ビジネス (コンシューマー向けサービス) における企業経営者としての豊富な知識を有しており、2018年の当社創業以来、代表取締役社長執行役員 CEO として当社グループの成長を牽引しました。</p> <p>当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>


(*)米国預託株式 (ADS)

所有する当社株式の数は、2026年3月31日現在で所有する当社米国預託株式の数であり、小数点第1位を四捨五入して表示しております。

<p>候補者番号 2</p>	<p>い で ざ わ た け し 出 澤 剛 (生年月日 1973 年 6 月 9 日)</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div>
	<p><u>略歴及び当社における地位、担当（重要な兼職の状況）</u></p> <p>2007 年 4 月 株式会社ライブドア(現 NHN テコラス株式会社) 代表取締役社長</p> <p>2012 年 1 月 NHN Japan 株式会社(2013 年 4 月 LINE 株式会社に商号変更・現 A ホールディングス株式会社) 取締役ウェブサービス本部長</p> <p>2014 年 4 月 LINE 株式会社(現 A ホールディングス株式会社) 代表取締役 COO</p> <p>2015 年 4 月 同社代表取締役社長 CEO</p> <p>2017 年 10 月 LINE Book Distribution 株式会社 代表取締役</p> <p>2018 年 7 月 LINE Digital Frontier 株式会社 代表取締役</p> <p>2021 年 2 月 LINE 株式会社(現 Z 中間グローバル株式会社) 代表取締役社長 CEO</p> <p>2021 年 3 月 Z ホールディングス株式会社 (現 LINE ヤフー株式会社) 代表取締役 Co-CEO(共同最高経営責任者)</p> <p>2023 年 4 月 同社代表取締役社長 CEO Marketing & Sales CPO</p> <p>2023 年 6 月 当社 取締役(現任)</p> <p>2023 年 10 月 LINE ヤフー株式会社 代表取締役社長 CEO (最高経営責任者) (現任)</p> <p>2023 年 10 月 Z フィナンシャル株式会社 (現 LINE ヤフー株式会社) 取締役</p>
<p><u>所有する当社株式の数</u></p> <p>0 株</p>	<p><u>取締役候補者とした理由等</u></p> <p>出澤剛氏は、旧株式会社ライブドアの経営再建を果たした実績を持ち、LINE グループの経営全般を統括し、Z ホールディングス株式会社と LINE 株式会社との経営統合の実現など、経営における高い見識・幅広い知見を有しています。</p> <p>当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>

<p>候補者番号 3</p>	<p>ごとう よしみつ 後藤 芳光 (生年月日 1963年2月15日)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">再任</div>
	<p><u>略歴及び当社における地位、担当（重要な兼職の状況）</u></p> <p>1987年4月 安田信託銀行株式会社(現 みずほ信託銀行株式会社) 入行 2000年6月 ソフトバンク株式会社(現 ソフトバンクグループ株式会社) 入社 2006年4月 ボーダフォン株式会社(現 ソフトバンク株式会社) 取締役 2012年7月 ソフトバンク株式会社(現 ソフトバンクグループ株式会社) 常務執行役員 2013年10月 福岡ソフトバンクホークス株式会社 代表取締役社長 CEO 兼 オーナー代行(現任) 2014年6月 ソフトバンク株式会社(現 ソフトバンクグループ株式会社) 取締役 2015年6月 同社常務執行役員 2017年6月 同社専務執行役員 2018年4月 同社専務執行役員 CFO 兼 CISO 2019年6月 当社 取締役(現任) 2020年6月 ソフトバンクグループ株式会社 取締役専務 CFO 兼 CISO 兼 CSus0 2020年11月 同社取締役 専務執行役員 CFO 兼 CISO 兼 CSus0 2022年6月 同社取締役 専務執行役員 CFO 兼 CISO 2025年6月 同社取締役 専務執行役員 CFO 兼 CISO 兼務 GCO 2026年4月 同社取締役 専務執行役員 CFO 兼 CISO (現任)</p>	
<p><u>所有する当社株式の数</u></p> <p style="text-align: center;">0 株</p>	<p><u>取締役候補者とした理由等</u></p> <p>後藤芳光氏は、ソフトバンクグループ株式会社の取締役 専務執行役員 CFO 兼 CISO、福岡ソフトバンクホークス株式会社の代表取締役社長 CEO 兼オーナー代行を務める等、財務および経営管理に関する豊富な知識と経験を有しており、また、2019年より当社取締役として当社グループの成長に大きく寄与しております。</p> <p>当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>	

<p>候補者番号 4</p>	<p>みやかわ じゅんいち 宮川 潤一 (生年月日 1965年12月1日)</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div>
	<p>略歴及び当社における地位、担当（重要な兼職の状況）</p> <p>1991年12月 株式会社ももたろうインターネット 代表取締役社長</p> <p>2000年6月 名古屋めたりっく通信株式会社（現ソフトバンク株式会社）代表取締役社長</p> <p>2002年1月 東京めたりっく通信株式会社（現ソフトバンク株式会社）代表取締役社長</p> <p>2002年1月 大阪めたりっく通信株式会社（現ソフトバンク株式会社）代表取締役社長</p> <p>2002年4月 株式会社ディーティーエイチマーケティング（現ソフトバンク株式会社）代表取締役社長</p> <p>2003年8月 ソフトバンク BB 株式会社（現ソフトバンク株式会社）取締役</p> <p>2006年4月 ボーダフォン株式会社（現ソフトバンク株式会社）取締役専務執行役（CTO）</p> <p>2007年6月 ソフトバンク株式会社取締役専務執行役員 兼 CTO</p> <p>2014年11月 同社取締役専務執行役員</p> <p>2014年11月 Sprint Corporation（現 Sprint LLC）, Technical Chief Operating Officer</p> <p>2015年4月 ソフトバンク株式会社 専務取締役</p> <p>2015年8月 Sprint Corporation（現 Sprint LLC）, Senior Technical Advisor</p> <p>2017年4月 ソフトバンク株式会社 専務取締役 兼 CTO</p> <p>2017年12月 HAPS モバイル株式会社（現ソフトバンク株式会社）代表取締役社長 兼 CEO</p> <p>2018年4月 ソフトバンク株式会社 代表取締役副社長執行役員 兼 CTO テクノロジーユニット統括 兼 技術戦略統括</p> <p>2019年1月 MONET Technologies 株式会社 代表取締役社長 兼 CEO</p> <p>2021年4月 ソフトバンク株式会社 代表取締役社長執行役員 兼 CEO（現任）</p> <p>2021年6月 Aホールディングス株式会社 取締役</p> <p>2022年6月 MONET Technologies 株式会社 取締役</p> <p>2025年4月 Aホールディングス株式会社 代表取締役（現任）</p> <p>2025年6月 当社 取締役（現任）</p>
<p>所有する当社株式の数</p> <p>0株</p>	<p>取締役候補者とした理由等</p> <p>宮川潤一氏は、ソフトバンク株式会社の代表取締役 CEO の経験やグループ会社の社長を務める等、経営における高い見識・幅広い知見を有しております。また、最先端テクノロジーに対する深い知識を有しており、テクノロジー領域の事業統括責任者としてソフトバンク株式会社の成長を牽引しております。</p> <p>当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>

<p>候補者番号 5</p>	<p>たかす ふみや 高洲 史弥 (生年月日 1972年11月18日)</p>	<p>新任</p>
	<p><u>略歴及び当社における地位、担当（重要な兼職の状況）</u></p> <p>1996年4月 オムロンマイコンシステムズ株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社</p> <p>1999年4月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社</p> <p>2018年7月 ソフトバンク株式会社 執行役員コンシューマ営業統括 営業戦略本部 本部長</p> <p>2018年10月 同社 執行役員 コンシューマ営業統括 営業戦略本部 本部長 兼 カスタマーケア&オペレーション本部 本部長</p> <p>2019年4月 SBモバイルサービス株式会社 代表取締役社長 兼 CEO（現任）</p> <p>2022年6月 ソフトバンク株式会社 常務執行役員 コンシューマ事業副統括（営業戦略/カスタマーケア&オペレーション担当）</p> <p>2023年6月 SBパワー株式会社 取締役</p> <p>2024年6月 SBメディアホールディングス株式会社 取締役（現任）</p> <p>2024年6月 RBJ株式会社 取締役（現任）</p> <p>2024年12月 SBパワー株式会社 代表取締役社長 兼 CEO</p> <p>2026年4月 ソフトバンク株式会社 常務執行役員 コンシューマ事業副統括（現任）</p> <p>2026年4月 SBパワー株式会社 取締役（現任）</p>	
<p><u>所有する当社株式の数</u></p> <p>0 株</p>	<p><u>取締役候補者とした理由等</u></p> <p>高洲史弥氏は、ソフトバンク株式会社においてコンシューマ営業、コンシューマ戦略に係る重要なポジションを歴任し、同分野に豊富な経験と実績を有しております。</p> <p>当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、同氏を新たに取締役として選任をお願いするものです。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社と出澤 剛氏、後藤 芳光氏、宮川 潤一氏との間で、会社法 427 条第 1 項の規定に基づき、同法 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結しております。高洲 史弥氏、出澤 剛氏、後藤 芳光氏、宮川 潤一氏の就任又は再任が原案どおり承認された場合、当社は各氏との間で同様の契約を締結又は継続する予定であります。
3. 当社は、親会社であるソフトバンクグループ株式会社を保険契約者とする役員等賠償責任保険契約に基づき、当社の役員等を被保険者とする保険に加入しております。同保険は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当社の役員等に係る保険料は全額当社が負担しておりますが、故意または重過失に起因する損害等については填補の対象外とされております。本議案が原案どおり承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 当社は、会社法第 430 条の 2 第 1 項に基づき、取締役全員との間で補償契約を締結しており、当該取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる費用および損失について、法令の定める範囲内で補償することとしております。本議案が原案どおり承認された場合、各候補者は当該補償契約の当事者となる予定です。

スキルマトリックス

◎メイン、●サブ

氏名	地位	経営	財務/会計	技術/ テクノロジー	法務/リスク	人事/ 人財開発	セールス/ マーケティング	国際性/ 多様性
中山 一郎	代表取締役 社長執行役員 兼 CEO	◎		●				●
出澤 剛	取締役	◎		●				●
後藤 芳光	取締役	●	◎					●
宮川 潤一	取締役	◎		●				●
高洲 史弥	取締役	●				●	◎	
柄澤 康喜	社外取締役	◎	●		●			
ポール 与那嶺	社外取締役	◎		●				●
河野 宏子	社外取締役		●			◎		●
金子 寛人	社外取締役	●	◎					●

第 8 期

事業報告

（ 自 2025 年 4 月 1 日
至 2026 年 3 月 31 日 ）

PayPay 株式会社

第8期 事業報告

（ 自 2025年 4月 1日
至 2026年 3月 31日 ）

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

① 経営環境および概況

当社は、2018年6月の設立以来、わが国におけるキャッシュレス決済のリーディングカンパニーとして、「PayPay」ユーザーおよび加盟店の皆様に対し、主としてコード決済サービスを提供してまいりました。当連結会計年度においては、2025年4月1日にPayPay証券株式会社を、同年4月11日にPayPay銀行株式会社をそれぞれ連結子会社化^{*1}いたしました。これにより、従来の決済事業に加え金融事業を本格的に展開し、日常の支払から預金・融資・資産形成等までをシームレスにつなぐ「デジタル金融プラットフォーム」へと進化を遂げました。

事業環境に目を向けますと、わが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の持ち直しや、堅調な企業収益に伴う設備投資の拡大により、緩やかな回復基調で推移いたしました。キャッシュレス市場も拡大を続けており、経済産業省の調査によると、2025年のキャッシュレス決済比率は58%に到達し、政府目標（2030年までに65%）に向けて順調に進捗するなど、社会インフラとしての重要性は一層高まっております。金融面では、日本銀行による段階的な追加利上げの実施を受け、市場金利の上昇や為替相場の変動が実体経済へ影響を及ぼす一年となりました。一方、海外では米国を中心とした通商政策を巡る不透明感や地政学リスクの長期化など、依然として先行き不透明な状況が続きました。

② 当事業年度の業績概要

かかる環境下、「PayPay」の登録ユーザー数は2026年3月末時点で7,340万人に達し、前年同期比7%増と順調に拡大いたしました。これは日本のスマートフォンユーザーの7割超^{*2}を占める規模となります。これらの強固なユーザー基盤を背景に、連結営業収益は3,807億円（前年同期比27%増）、連結調整後EBITDA^{*3}は1,111億円（調整後EBITDAマージン29%）を達成し、成長性と収益性の双方において堅調に推移いたしました。

■ 決済セグメント

継続的なUI/UXの磨き込みやユースケースの拡大等、利便性改善により、月間取引ユーザー数（MTU）およびPayPay MTUあたりの決済セグメント月間決済取扱高がともに堅調に増加いたしました。その結果、決済セグメントの決済取扱高（GMV）は19兆円（前年同期比24%増）、営業収益は3,112億円（前年同期比25%増）と好調な結果となりました。特にPayPayカード株式会社においては、有効カード発行枚数は1,686万枚（前年同期比22%増）、金融関連残高は5,354億円（前年同期比23%増）となりました。「PayPayクレジット」の利用が引き続き伸長し、当連結会計年度で決済事業全体のGMVの24%を占めるまでに成長しております。費用面では、「超PayPay祭」等の戦略的販促キャンペーンを継続しつつも、運営効率の向上により、前年同期比13%増と、営業収益の伸長に比して、コスト増加は抑制的に推移しました。

■ 金融サービスセグメント

金融事業においては、本格展開初年度であったものの、PayPay銀行株式会社、PayPay証券株式会社ともに、口座数はそれぞれ103万口座および36万口座増加し、着実に顧客基盤の拡充を行いました。特に、PayPay銀行株式会社については、複数の新商品をリリースすることで、預金残高^{*4}は2.3兆円（前年同期比23%増）、貸出残高は1.2兆円（前年同期比34%増）と大幅に増加いたしました。これに伴い、金融事業全体の金利収益は327億円となり、営業収益の増加に寄与いた

しました。これらの結果、セグメント営業収益は 724 億円(前年同期比 35%増)となりました。費用面では、両社とも、オペレーションコストの抑制に努めた結果、金融事業全体の経費率は大幅に改善いたしました。

③ 戦略的トピックス

中長期的な成長の加速とグローバルな市場展開に向け、以下の施策を推進いたしました。

- **2025 年 9 月**：Binance Japan 株式会社の株式 40%を取得し、持分法適用会社化
- **2026 年 2 月**：米国 Visa Inc.との業務提携を発表
- **2026 年 3 月**：米国ナスダック証券取引所への上場

※1. 共通支配下の取引として取得した子会社については、非支配株主が存在する中で行われた共通支配下の取引として持分プーリング法に基づいて会計処理する方法により、当該会計処理を遡及適用しています。

※2. 総務省「令和 6 年通信利用動向調査の結果」(令和 6 年 8 月末時点)(令和 7 年 5 月 30 日発表)におけるスマホ保有率を日本の総人口(5 歳以上)に乗じて計算

※3. 調整後 EBITDA は、純利益に、法人税等、持分法による投資損失、減価償却費及び償却費、固定資産除売却損、株式に基づく報酬に係る費用、契約獲得コストの償却費、上場関連費用、M&A 関連費用、ならびに全社借入金および金融資産に関連する純利息費用を加減算して算出しております。持分法による投資損失には、持分法で会計処理されている共同支配企業の持分損益を含みます。

※4. 要求払預金と定期預金の合計

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、24,192 百万円(うち有形固定資産は 6,369 百万円、無形資産は 17,823 百万円です。)であり、主要なものは、ソフトウェア開発、その他事業活動に伴う設備投資によるものです。

3. 資金調達の状況

当社は PayPay 銀行(株)の取得を目的とする資金調達のため、2025 年 4 月 10 日にソフトバンク(株)、LINE ヤフー(株)、および SVF II Piranha (DE) LLC より合計 1,057 億円の払込みを受け、各社に普通株式を発行しました。

また、2025 年 4 月 4 日に SVF II Piranha (DE) LLC は、同社が保有する当社の第 1 回ストック・オプションを全て行使し、普通株式への転換を実施しました。これにより当社は 159 億円の払込みを受けました。

当社は、当事業年度において、米国預託株式(ADS)の米国における新規公開および米国ナスダック証券取引所への上場並びに ADS の一部を日本国内において売出し、これらにより総額 946 億円の資金調達を実施いたしました。

4. 対処すべき課題

当社は、テクノロジーの力で社会変革を担うプラットフォーマーとして、決済および金融の領域において、空気や水のように日々の暮らしに自然に溶け込み、人々の生活の質の向上に資するデジタル金融プラットフォームの実現を目指しております。この目標の実現に向けては、事業環境の変化に柔軟に対応しながら、革新性と安全性を兼ね備えたサービスを継続的に提供していくことが不可欠であると認識しております。とりわけ、膨大なユーザー基盤と取扱額を有する当社は、2023年11月に政府より「特定社会基盤事業者」として指定される等、社会インフラの一翼を担う存在であり、その責務を果たすことは極めて重要であると考えております。

わが国のキャッシュレス決済比率が58%に達し、2026年3月末時点における当社の登録ユーザー数は日本のスマートフォンユーザーの7割超に相当する7,340万人に拡大する中、当社は決済と金融をシームレスにつなぐサービス基盤へと着実に進化を遂げてまいりました。また、2026年3月には米国ナスダック証券取引所への上場を果たし資本市場へのアクセスを強化しました。今後は、さらなる企業価値の最大化と持続的な成長を実現するため、以下の事項を最重要課題として取り組んでまいります。

① 決済・金融の成長

米国ナスダック証券取引所への上場を経て、国策でもあるキャッシュレス化推進の牽引役として、高い成長性を維持することは、株主を含めたステークホルダーに対しても当社の重要な使命であると認識しております。当社の中核事業となる決済事業は、圧倒的なユーザー基盤を背景に拡大を続けており、国内のキャッシュレス決済回数の約5分の1を占め、当事業年度における連結決済取扱高(GMV)は19兆円超までに成長いたしました。今後は、この強固なユーザー基盤を銀行・証券等の金融サービスへシームレスに繋げるクロスセル施策を一層加速させ、収益基盤の多様化を図ってまいります。また、金融機関としての社会的要請に応えるべく、本人確認(eKYC)済みユーザーの拡大を重要施策として位置づけており、2026年3月時点におけるeKYCユーザー数は4,000万人を超え、登録ユーザー数の過半を占める規模となっております。これにより、安全性と利便性を両立した高度な金融サービスの提供が一層可能となっております。

一方で、金融サービスの拡大やグループ各社との連携強化に伴い、当社グループが直面するリスクの範囲および複雑性は増大しております。このような状況に対応するため、各事業の特性に応じた個別リスク管理を徹底するとともに、信用リスク、市場リスク、流動性リスクその他の財務リスクを含むグループ横断的なリスク管理態勢の高度化を推進する必要があります。上場企業として、また特定社会基盤事業者として、高水準なガバナンスおよびコンプライアンス体制を堅持し、社会からの信頼の確保に努め、持続可能な経営基盤を構築してまいります。

② サービスレジリエンスおよびセキュリティ態勢の強化

当社は、社会インフラの一翼を担う事業者として、平時のみならず、システム障害、サイバー攻撃、広域災害その他の有事においても、安定的にサービスを提供し続けることが求められております。このため、システムの安定性確保、障害対応力の向上、事業継続態勢の整備および情報セキュリティ対策の高度化を進めてまいります。

また、サービス規模の拡大、システム構成の高度化およびグループベースでの事業連携の進展に伴い、障害やセキュリティインシデントが顕在化した場合の影響は大きくなってまいります。このため、リスクの所在および重要度を適時・適切に把握し、影響度に応じて優先順位を付したうえで、予防、検知、対応および復旧の各局面における態勢整備を進めるとともに、委託先を含むサプライチェーン全体を視野に入れた管理水準の向上に取り組んでまいります。

③ 金融犯罪対策(AML/CFT・拡散金融対策および不正対策)の高度化

当社は、決済サービスの安全性確保の観点から、金融犯罪対策(AML/CFT・拡散金融対策お

よび不正対策)を経営上の重要課題と位置づけています。金融サービスの拡大や外部環境の変化に伴い、金融犯罪の手口は巧妙化・複雑化しており、これに実効的に対応していく必要があります。

このため、当社では、リスクベース・アプローチに基づき、直面するリスクを適時・適切に特定・評価のうえリスク低減措置を講じ、継続的な高度化を図るとともに、グループベースでの連携・対策の強化にも取り組んでまいります。加えて、本人確認、取引モニタリング、注意喚起、被害抑止その他の各種管理措置について、リスクの内容および変化に応じて重点化を図り、実効性のある金融犯罪対策を推進してまいります。

④ コンプライアンスおよびガバナンスの実効性向上

当社が持続的に成長し、社会からの信頼を維持・向上していくためには、グループ全体として実効性のあるコンプライアンスおよびガバナンス態勢を整備することが必要です。とりわけ、上場企業として求められる規律ならびに金融関連事業を営む企業グループとして求められる管理水準を維持していくことは、当社の経営基盤を支える重要な要素であると認識しております。このため、各社・各部門における法令等遵守の徹底に加え、グループ横断での情報連携、モニタリングおよびけん制機能の強化を進めてまいります。また、リスクの重要性に応じて、教育・研修、周知活動、内部通報制度その他の管理態勢の整備・運用を行い、コンプライアンスおよびガバナンスの実効性向上に取り組んでまいります。

⑤ 持続的成長を支える人材・組織基盤の強化

当社グループが、成長戦略を着実に実行するとともに、高度化・複雑化するリスクに適切に対応していくためには、多様かつ専門性の高い人材の確保・育成が必要です。とりわけ、決済、金融、テクノロジー、リスク管理およびコンプライアンスの各領域における専門人材は、事業基盤および管理態勢の双方を支える重要な経営資源です。

このため、当社は、事業戦略およびリスクの変化を踏まえ、重要な領域に必要な人材を重点的に確保・育成するとともに、グループ経営の進展に対応し得る組織運営態勢および人材配置の最適化を進めてまいります。

5. 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 5 期 2022 年度	第 6 期 2023 年度	第 7 期 2024 年度 【前連結 会計年度】	第 8 期 2025 年度 【当連結 会計年度】
営業収益 (百万円)	201,194	254,611	299,078	380,662
税引前純利益 (百万円)	△20,548	11	34,961	79,945
親会社の所有者 に帰属する純利益 (百万円)	△25,856	△3,350	36,170	115,034
基本的 1 株当たり 当期純利益 (円)	△58.67	△6.09	65.76	180.42
総資産 (百万円)	3,288,268	3,806,382	4,042,105	5,176,012
親会社の所有者 に帰属する持分 (百万円)	72,057	65,162	99,895	394,179

共通支配下の取引として取得した子会社については、非支配株主が存在する中で行われた共通支配下の取引として持分プーリング法に基づいて会計処理する方法により、当該会計処理を遡及適用しています。そのため、第 5 期以降の財産および損益の状況には PayPay カード(株)、PayPay 証券(株)および PayPay 銀行(株)並びにそれらの子会社の財務諸表をそれぞれ遡及的に連結するように調整した数値を記載しています。

当社は 2025 年 11 月 15 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 200 株の割合で株式分割を実施しました。本表の「基本的 1 株当たり純利益(△は損失)」には、当該株式分割の影響を全期間に遡及して反映しています。なお、本株式分割は資本金等の額に影響を与えません。

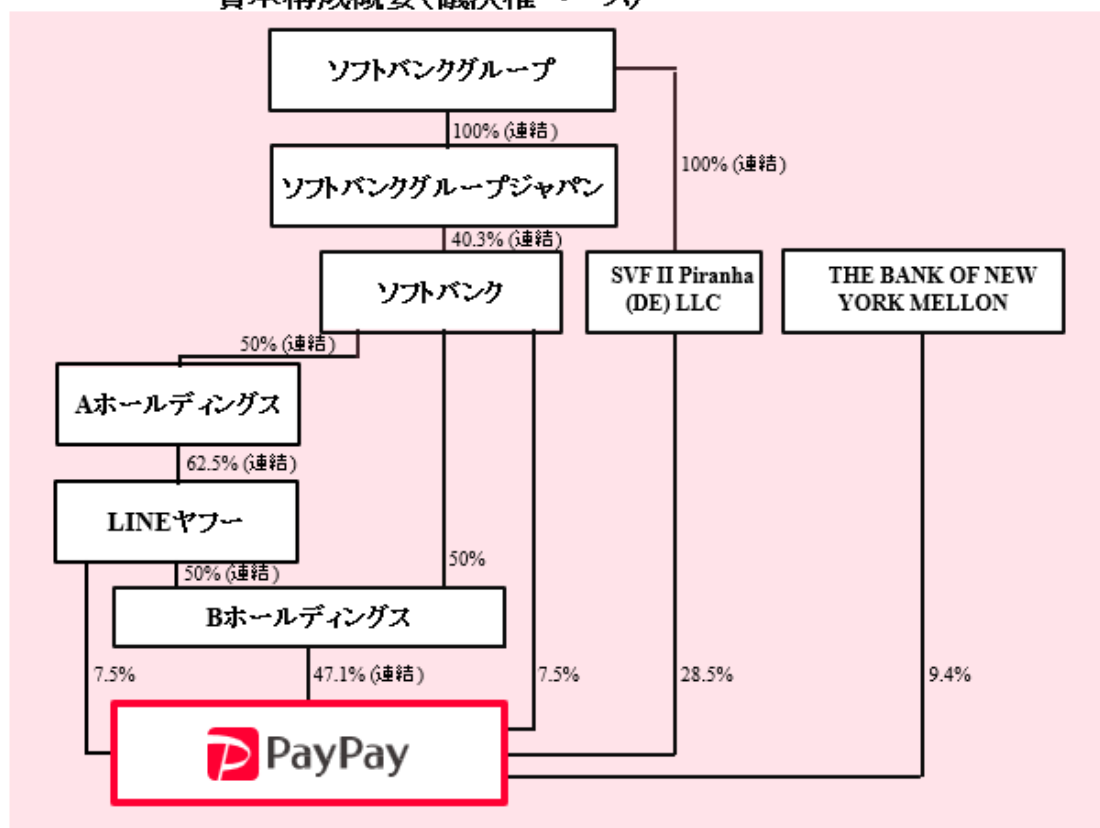
6. 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社およびその他の関係会社

名称	持株数	出資比率
ソフトバンクグループ株式会社	0 株	90.6%(90.6%)
ソフトバンク株式会社	51,043,400 株	62.2%(54.6%)
LINE ヤフー株式会社	51,043,400 株	54.6%(47.1%)
B ホールディングス株式会社	318,721,600 株	47.1%
SVF II Piranha (DE) LLC	192,829,840 株	28.5%

出資比率欄の()内は、間接所有割合を内数で記載しています。

資本構成概要(議決権ベース)



② 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、ソフトバンクグループ株式会社、Bホールディングス株式会社および SVF II Piranha (DE) LLC との営業上の取引はありません。

ソフトバンク株式会社および LINE ヤフー株式会社とは、当社加盟店としての決済システム利用や、各種プロモーションのために行うユーザーへの残高付与に係る業務委託等の事業上の取引があります。当該取引に当たっては、その取引の必要性および取引条件が第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、公正かつ適正に決定しております。また、新株発行の割当および株式の取得においては、第三者による株式価値の算定結果を踏まえ、価格の妥当性を検討のうえ決定しております。

(2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断およびその理由
取締役会は、上記(1)のとおり、ソフトバンク株式会社および LINE ヤフー株式会社との定常的な取引については、その必要性および取引条件の妥当性が確保されており、また、株式の割当および株式の取得については、第三者による株式価値の算定結果を踏まえて価格の客観性および妥当性が確保されていることから、これらの取引について当社の利益を害することはないと判断しております。

(3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 親会社との間の重要な財務及び事業の方針に関する契約等の概要

当社は、親会社であるBホールディングス株式会社との間で、「会社運営に関する契約書」を締結しており、連結総資産の5分の1以上の資産処分や、同社の議決権割合が50%以下となる新株発行等について、同社の事前承諾を要する旨を合意しております。

④ 重要な子会社の状況

名称	出資比率	主要な事業内容
PayPay カード株式会社	100%	クレジットカード事業
PayPay India Private Limited	100% (0.002%)	情報サービス事業
PayPay 銀行株式会社	75.5%	銀行業
PayPay 証券株式会社	75.2%	証券業
PPSC インベストメントサービス株式会社	75.2% (75.2%)	ポイント運用サービス事業
クレジットエンジン株式会社	100%	情報サービス事業
LENDY 債権回収株式会社	100% (100%)	債権回収事業
CE アセット株式会社	100% (100%)	債権回収事業

(注)

1. 出資比率欄の()内は、間接所有割合を内数で記載しています。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容

モバイルペイメント等電子決済サービスの開発・提供

8. 主要な事業所

① 当社

本店	東京都千代田区
本社	東京都新宿区
東京拠点	東京都新宿区
柏拠点	千葉県柏市
横浜拠点	神奈川県横浜市西区
さいたま拠点	埼玉県さいたま市大宮区
札幌拠点	北海道札幌市中央区
盛岡拠点	岩手県盛岡市
仙台拠点	宮城県仙台市青葉区
高崎拠点	群馬県高崎市
金沢拠点	石川県金沢市
静岡拠点	静岡県静岡市葵区
名古屋拠点	愛知県名古屋市中村区
大阪拠点	大阪府大阪市北区
京都拠点	京都府京都市中京区
神戸拠点	兵庫県神戸市中央区
岡山拠点	岡山県岡山市北区
高松拠点	香川県高松市
広島拠点	広島県広島市中区
福岡拠点	福岡県福岡市博多区
鹿児島拠点	鹿児島県鹿児島市
沖縄拠点	沖縄県那覇市
北九州センター	福岡県北九州市小倉北区
札幌センター	北海道札幌市北区
福岡センター	福岡県福岡市博多区

② 主要な連結子会社

PayPay カード株式会社	東京都千代田区
PayPay India Private Limited	インド共和国グルグラム
PayPay 銀行株式会社	東京都新宿区
PayPay 証券株式会社	東京都新宿区
PPSC インベストメントサービス株式会社	東京都新宿区
クレジットエンジン株式会社	東京都港区
LENDY 債権回収株式会社	東京都新宿区
CE アセット株式会社	東京都新宿区

9. 従業員の状況

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
決済セグメント	3,529名
金融サービスセグメント	1,038名
合計	4,567名

(注)従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。

② 提出会社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,994名	+121	37.4歳	3.39年

(注)全て「決済セグメント」に属しています。

1. 従業員数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員です。
2. 当事業年度より、従業員数の算定方法を従来の在籍人員数から、フルタイム換算人員数に変更しております。

10. 主要な借入先

2026年3月31日現在における当社グループの主要な借入先及び借入金残高は、以下のとおりです。

(単位:百万円)

借入先	借入金残高
日本銀行	101,900
株式会社みずほ銀行	80,000
みずほ信託銀行株式会社	60,000
株式会社三井住友銀行	60,000
セントラル短資株式会社	57,235

なお、上記のほか、2026年3月31日現在、コマーシャル・ペーパー発行残高73,000百万円を有しております。

11. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主利益の最大化を重要な経営課題の一つと認識していますが、当社は、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定と事業の継続的な拡大・発展のため、内部留保の充実が重要であると考え、当期を含め会社設立以来配当を行っていません。今後の剰余金の配当については、業績、財務状況、今後の事業、投資等を総合的に勘案し、決定する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等は未定です。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式の総数、発行済株式の総数および株主数

区 分	発行可能株式の総数	発行済株式の総数	株主数
普通株式	1,600,000,000 株	676,955,535 株	5 名

2. 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
B ホールディングス株式会社	318,721,600 株	47.1%
SVF II Piranha (DE) LLC	192,829,840 株	28.5%
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS	63,317,295 株	9.4%
ソフトバンク株式会社	51,043,400 株	7.5%
LINE ヤフー株式会社	51,043,400 株	7.5%

(注)

1. 出資比率は直接所有割合を記載しております。
2. THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS は、当社米国預託株式(ADS)の受託機関である THE BANK OF NEW YORK MELLON の株式名義人です。
3. 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に当社の会社役員に対して職務執行の対価として交付した当社株式はありません。
4. その他株式に関する重要な状況
2025年11月15日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を実施しました。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

当社は 2025 年 11 月 15 日を効力発生日として、普通株式1株につき 200 株の割合で株式分割を実施しました。これに伴い、新株予約権の目的となる株式数及び行使価額等は調整されており、以下の記載は当該調整後の内容にとしております。

1. 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

第 48 回新株予約権	
割当日	2025 年 5 月 31 日
新株予約権の数	1,100 個
保有人数 当社取締役(監査等委員及び社外役員を除く)	1 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 200 株(新株予約権 1 個につき 200 株)
新株予約権と引き換えにする金銭の払込み	不要
新株予約権の行使価格	1 株あたり 1,300 円
新株予約権を行使することができる期間	2027 年 4 月 25 日から 2035 年 4 月 23 日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、当社の株式が取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場された場合のみ、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、以下の(a)から(e)に掲げる期間においては、新株予約権者が行使可能な本新株予約権の数は、以下の(a)から(e)のそれぞれに定める数に限られるものとし、割当てられた本新株予約権の数の 20%が整数でない場合、以下の(a)から(d)までについて、(i)割当てられた本新株予約権の数の 20%について小数点以下を切り捨てた数に計数((a)を 1、(b)を 2、(c)を 3、(d)を 4 とする。)を乗じて得られる数と、(ii)新株予約権者に割り当てた本新株予約権の数を 5 で除して得られる剰余の数と上記計数のうち少ない数の合計数までとする。</p> <p>(a) 行使期間の始期から 2028 年 4 月 28 日まで:割当てられた本新株予約権の数の 20%まで</p> <p>(b) (a)に掲げる期間の終期の翌日から 1 年間:上記(a)に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割当てられた本新株予約権の数の 40%まで</p> <p>(c) (b)の掲げる期間の終期の翌日から 1 年間:上記(a)及び(b)に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割当てられた本新株予約権の数の 60%まで</p> <p>(d) (c)の掲げる期間の終期の翌日から 1 年間:上記(a)、(b)及び(c)に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割当てられた本新株予約権の数の 80%まで</p>

	<p>(e) (d)の掲げる期間の終期の翌日から行使期間の終期まで:上記(a)、(b)、(c)及び(d)に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割当てられた本新株予約権の数の100%まで</p> <p>② 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 上記の各号にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次の各号に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。なお、次の各号に定める価格が日本円以外で定められた場合は、次に掲げる各事由に該当し得る事項が生じた日の前銀行営業日の営業時間の最終に株式会社みずほ銀行が公表する顧客電信売買相場の仲値(何らかの理由で当該為替レートが公表されない場合には、当該前銀行営業日において当社が合理的に決定する為替レート)により日本円に換算した金額(小数点以下は切り捨てる。)とする。</p> <p>(a) 本新株予約権の行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行または処分が行われた場合(ただし、当該株式の払込金額が当該発行または処分の時点における当社普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合(会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額」で発行された場合及び株主割当てによる場合を含む。)及び新株予約権の行使により当社普通株式が発行または処分される場合を除く。)</p> <p>(b) 本新株予約権の行使価額を下回る価格を行使価額とする新たな新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株式価値と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式がいずれかの取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている期間に、当該取引所金融商品市場または外国金融商品市場における当社普通株式の普通取引の終値または当該終値に類する価格が、本新株予約権の行使価額を下回る価格となったとき。</p>
--	---

第 49 回新株予約権	
割当日	2025 年 5 月 31 日
新株予約権の数	1,270 個
保有人数 当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	1 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 200 株（新株予約権 1 個につき 200 株）
新株予約権と引き換えにする金銭の払込み	不要
新株予約権の行使価格	1 円
新株予約権を行使することができる期間	2025 年 6 月 1 日から 2045 年 5 月 31 日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>① 本新株予約権者は、当社の株式が取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場された場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 本新株予約権者が、本新株予約権の権利行使前に当社の子会社の取締役、業務執行委任契約に基づく執行役員の地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期满了、定年退職、死亡、会社都合による退職、自己都合による退職(当社が認めている場合又は当社の要請により就任若しくは就職する場合以外で競合会社への転職に該当する場合を除く。)その他の正当な理由がある場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。また、かかる正当な理由がある場合には、当社または当社の子会社の取締役、業務執行委任契約に基づく執行役員の地位のいずれもが終了した日の翌日から 10 日以内に限り、本新株予約権を行使できるものとし、当該期限以降は、本新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>③ 上記の各号にかかわらず、新株予約権者は、当社株式等の取引所金融商品市場または外国金融商品市場への上場から本新株予約権の行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 前提価額(1,300 円をいう。以下同じ。)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行または処分が行われた場合(ただし、当該株式の払込金額が当該発行または処分の時点における当社普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合(会社法第 199 条第 3 項・同第 200 条第 2 項に定める「特に有利な金額」で発行された場合及び株主割当てによる場合を含む。)及び新株予約権の行使、普通株式以外の種類の株式の取得請</p>

	<p>求権の行使もしくは当該株式の取得条項の発動に基づく当社普通株式の発行もしくは処分または合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付による当社普通株式の発行もしくは交付の場合を除く。)</p> <p>(b) 前提価額を下回る価格を行使価額とする新たな新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株式価値と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)</p> <p>(c) 当社株式等がいずれかの取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている期間に、当該取引所金融商品市場または外国金融商品市場における当社普通株式の普通取引の終値または当該終値に相当する価格が、前提価額を下回る価格となったとき</p> <p>④ 本新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、業務執行委任契約に基づく執行役員の在任中において、以下に該当する場合には直ちに本新株予約権を行使できなくなるものとする。</p> <p>(a) 会社法第 331 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する欠格事由に該当するに至った場合</p> <p>(b) 会社法上必要な手続を経ず、会社法第 356 条第 1 項第 1 号に規定する競業取引を行った場合</p> <p>(c) 会社法上必要な手続を経ず、会社法第 356 条第 1 項第 2 号または第 3 号に規定する利益相反取引を行った場合</p> <p>(d) 禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>(e) 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合</p> <p>(f) その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合</p>
--	---

2. 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

第 47 回新株予約権	
割当日	2025 年 5 月 31 日
新株予約権の数	38,127 個
交付された者の人数 当社使用人(当社の役員を兼ねている者を除く) 当社の子会社の役員及び使用人(当社の役員 又は使用人を兼ねている者を除く)	1,176 名 78 名
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 200 株(新株予約権 1 個につき 200 株)
新株予約権と引き換えにする金銭の払込み	不要
新株予約権の行使価格	1 株あたり 1,300 円
新株予約権を行使することができる期間	2027 年 4 月 25 日から 2035 年 4 月 23 日
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、当社の株式が取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場された場合のみ、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、以下の(a)から(e)に掲げる期間においては、新株予約権者が行使可能な本新株予約権の数は、以下の(a)から(e)のそれぞれに定める数に限られるものとし、割当てられた本新株予約権の数の 20%が整数でない場合、以下の(a)から(d)までについて、(i)割当てられた本新株予約権の数の 20%について小数点以下を切り捨てた数に計数((a)を 1、(b)を 2、(c)を 3、(d)を 4 とする。)を乗じて得られる数と、(ii)新株予約権者に割り当てた本新株予約権の数を 5 で除して得られる剰余の数と上記計数のうち少ない数の合計数までとする。</p> <p>(a) 行使期間の始期から 2028 年 4 月 28 日まで:割当てられた本新株予約権の数の 20%まで</p> <p>(b) (a)に掲げる期間の終期の翌日から 1 年間:上記(a)に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割当てられた本新株予約権の数の 40%まで</p> <p>(c) (b)の掲げる期間の終期の翌日から 1 年間:上記(a)及び(b)に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割当てられた本新株予約権の数の 60%まで</p> <p>(d) (c)の掲げる期間の終期の翌日から 1 年間:上記(a)、(b)及び(c)に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割当てられた本新株予約権の数の 80%まで</p> <p>(e) (d)の掲げる期間の終期の翌日から行使期間の終期まで:上記(a)、(b)、(c)及び(d)に掲げる期間に行</p>

	<p>使した本新株予約権とあわせて、割当てられた本新株予約権の数の100%まで</p> <p>② 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>
--	---

第48回新株予約権	
割当日	2025年5月31日
新株予約権の数	1,575個
交付された者の人数 当社使用人(当社の役員を兼ねている者を除く)	4名
当社の子会社の役員及び使用人(当社の役員又は使用人を兼ねている者を除く)	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 200株(新株予約権1個につき200株)
新株予約権と引き換えにする金銭の払込み	不要
新株予約権の行使価格	1株あたり1,300円
新株予約権を行使することができる期間	2027年4月25日から2035年4月23日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、当社の株式が取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場された場合のみ、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、以下の(a)から(e)に掲げる期間においては、新株予約権者が行使可能な本新株予約権の数は、以下の(a)から(e)のそれぞれに定める数に限られるものとし、割当てられた本新株予約権の数の20%が整数でない場合、以下の(a)から(d)までについて、(i)割当てられた本新株予約権の数の20%について小数点以下を切り捨てた数に計数((a)を1、(b)を2、(c)を3、(d)を4とする。)を乗じて得られる数と、(ii)新株予約権者に割り当てた本新株予約権の数を5で除して得られる剰余の数と上記計数のうち少ない数の合計数までとする。</p> <p>(a) 行使期間の始期から2028年4月28日まで:割当てられた本新株予約権の数の20%まで</p> <p>(b) (a)に掲げる期間の終期の翌日から1年間:上記(a)に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割当てられた本新株予約権の数の40%まで</p> <p>(c) (b)の掲げる期間の終期の翌日から1年間:上記</p>

	<p>(a)及び(b)に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割当てられた本新株予約権の数の60%まで</p> <p>(d) (c)の掲げる期間の終期の翌日から1年間:上記(a)、(b)及び(c)に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割当てられた本新株予約権の数の80%まで</p> <p>(e) (d)の掲げる期間の終期の翌日から行使期間の終期まで:上記(a)、(b)、(c)及び(d)に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割当てられた本新株予約権の数の100%まで</p> <p>② 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 上記の各号にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次の各号に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。なお、次の各号に定める価格が日本円以外で定められた場合は、次に掲げる各事由に該当し得る事項が生じた日の前銀行営業日の営業時間の最終に株式会社みずほ銀行が公表する顧客電信売買相場の仲値(何らかの理由で当該為替レートが公表されない場合には、当該前銀行営業日において当社が合理的に決定する為替レート)により日本円に換算した金額(小数点以下は切り捨てる。)とする。</p> <p>(a) 本新株予約権の行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行または処分が行われた場合(ただし、当該株式の払込金額が当該発行または処分の時点における当社普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合(会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額」で発行された場合及び株主割当てによる場合を含む。)及び新株予約権の行使により当社普通株式が発行または処分される場合を除く。)</p> <p>(b) 本新株予約権の行使価額を下回る価格を行使価額とする新たな新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株式価値と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式がいずれかの取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている期間に、当該取引所金融商品市場または外国金融商品市場における当社普</p>
--	--

	通株式の普通取引の終値または当該終値に類する価格が、本新株予約権の行使価額を下回る価格となったとき。
--	--

第 49 回新株予約権	
割当日	2025 年 5 月 31 日
新株予約権の数	1,575 個
交付された者の人数 当社使用人(当社の役員を兼ねている者を除く)	4 名
当社の子会社の役員及び使用人(当社の役員又は使用人を兼ねている者を除く)	1 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 200 株(新株予約権 1 個につき 200 株)
新株予約権と引き換えにする金銭の払込み	不要
新株予約権の行使価格	1 円
新株予約権を行使することができる期間	2025 年 6 月 1 日から 2045 年 5 月 31 日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>① 本新株予約権者は、当社の株式が取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場された場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>② 本新株予約権者が、本新株予約権の権利行使前に当社の子会社の取締役、業務執行委任契約に基づく執行役員の地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期满了、定年退職、死亡、会社都合による退職、自己都合による退職(当社が認めている場合又は当社の要請により就任若しくは就職する場合以外で競合会社への転職に該当する場合を除く。)その他の正当な理由がある場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。また、かかる正当な理由がある場合には、当社または当社の子会社の取締役、業務執行委任契約に基づく執行役員の地位のいずれもが終了した日の翌日から 10 日以内に限り、本新株予約権を行使できるものとし、当該期限以降は、本新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>③ 上記の各号にかかわらず、新株予約権者は、当社株式等の取引所金融商品市場または外国金融商品市場への上場から本新株予約権の行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 前提価額(1,300 円をいう。以下同じ。)を下回る価</p>

	<p>格を対価とする当社普通株式の発行または処分が行われた場合(ただし、当該株式の払込金額が当該発行または処分の時点における当社普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合(会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額」で発行された場合及び株主割当てによる場合を含む。)及び新株予約権の行使、普通株式以外の種類の株式の取得請求権の行使もしくは当該株式の取得条項の発動に基づく当社普通株式の発行もしくは処分または合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付による当社普通株式の発行もしくは交付の場合を除く。)</p> <p>(b) 前提価額を下回る価格を行使価額とする新たな新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株式価値と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)</p> <p>(c) 当社株式等がいずれかの取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている期間に、当該取引所金融商品市場または外国金融商品市場における当社普通株式の普通取引の終値または当該終値に相当する価格が、前提価額を下回る価格となったとき</p> <p>④ 本新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、業務執行委任契約に基づく執行役員の在任中において、以下に該当する場合には直ちに本新株予約権を行使できなくなるものとする。</p> <p>(a) 会社法第331条第1項第3号及び第4号に規定する欠格事由に該当するに至った場合</p> <p>(b) 会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合</p> <p>(c) 会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合</p> <p>(d) 禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>(e) 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合</p> <p>(f) その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合</p>
--	--

3. その他新株予約権等の状況

2022年8月25日の臨時株主総会決議に基づき発行した第2回～第46回新株予約権の概要は以下のとおりです。

1. 第2回～第46回新株予約権	
2. 割当日	2022年8月29日
3. 新株予約権の数	別表参照
4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 200株(新株予約権1個につき200株)
5. 新株予約権と引き換えにする金銭の払込み	別表参照
6. 新株予約権の行使価格	1株当たり1,300円
7. 新株予約権を行使することができる期間	別表参照
8. 新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、当社の株式または当社の株式を信託する信託の受益権、当社の株式の預託証券その他当社の株式の性質を有する証券(以下、「当社株式等」と総称します。)が取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場された場合のみ、当該上場の日以降、本新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>② 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、執行役員または正社員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 上記の各号にかかわらず、新株予約権者は、当社株式等の取引所金融商品市場または外国金融商品市場への上場から本新株予約権の行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。なお、以下の各号に定める価格が日本円以外で定められた場合は、前提価額を算出する日の前銀行営業日の営業時間の最終に株式会社みずほ銀行が公表する顧客電信売買相場の仲値(何らかの理由で当該為替レートが公表されない場合には、当該前銀行営業日において当会社が合理的に決定する為替レート)により日本円に換算した金額(小数点以下は切り捨てる。)とする。</p> <p>(a) 前提価額(2,250円をいう。以下同じ。)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行または処分が行われた場合(ただし、当該株式の払込金額が当該発行または処分の時点における当社普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合(会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額」で発行された場合および株主割当てによる場合を含む。)および新株予約権の行使、普通株式以外の種類の株式の取得請求権の行使もしくは当該株式の取得条項の発動に基づ</p>

	<p>く当社普通株式の発行もしくは処分または合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付による当社普通株式の発行もしくは交付の場合を除く。)</p> <p>(b) 前提価額を下回る価格を行使価額とする新たな新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株式価値と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)</p> <p>(c) 当社株式等がいずれかの取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている期間に、当該取引所金融商品市場または外国金融商品市場における当社普通株式の普通取引の終値または当該終値に相当する価格が、前提価額を下回る価格となったとき</p>
9. 割当先	コタエル信託株式会社

(注)

1. 第1回新株予約権は、当事業年度末において残存していないため記載しておりません。
2. 第2回～第46回新株予約権は過年度に付与されたものです。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等(2026年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
中山 一郎	代表取締役 社長執行役員 CEO	福岡ソフトバンクホークス(株) 取締役 PayPay 銀行(株) 取締役 PayPay SC(株) 代表取締役
榛葉 淳	取締役	ソフトバンク(株) 代表取締役 副社長執行役員 兼 COO SB ペイメントサービス(株) 代表取締役社長 福岡ソフトバンクホークス(株) 取締役
出澤 剛	取締役	LINE ヤフー(株) 代表取締役社長 CEO
後藤 芳光	取締役	ソフトバンクグループ(株) 取締役 専務執行役員 CFO 兼 CISO 兼 GCO 福岡ソフトバンクホークス(株)代表取締役社長 CEO 兼 オ wner代行
宮川 潤一	取締役	ソフトバンク(株) 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO A ホールディングス(株) 代表取締役
柄澤 康喜	独立社外取締役 (監査等委員)	三井住友海上火災保険(株) 常任顧問
ポール 与那嶺	独立社外取締役 (監査等委員)	(株)三井住友銀行 社外取締役 (株)セブン&アイ・ホールディングス 社外取締役 7-ELEVEN, INC. 社外取締役 Central Pacific Bank 名誉会長
河野 宏子	独立社外取締役 (監査等委員)	(株)ライフコーポレーション 社外取締役 サツドラホールディングス(株) 社外取締役 (株)コーチ・エイシニア エグゼクティブ・コーチ (株)Change Agent 代表取締役
金子 寛人	独立社外取締役 (監査等委員)	金子寛人公認会計士事務所 所長 (株)エイチ・アイ・エス 社外取締役(監査等委員) (株)日清製粉グループ本社 社外取締役(監査等委員)

(注)

- 監査等委員 金子 寛人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 役員の異動および重要な兼職の変更
 - 当事業年度中の異動
 - 宮内 謙氏は、2025年6月24日付で当社取締役を退任いたしました。
 - 宮川 潤一氏は、2025年6月24日付で当社取締役に就任いたしました。
 - 当事業年度末日後の変更
 - 中山 一郎氏は、2026年4月1日付で PayPay 銀行株式会社取締役を退任いたしました。
 - 榛葉 淳氏は、2026年4月1日付で SB ペイメントサービス株式会社 取締役会長およびソフトバンク株式会社 取締役会長に就任しております。
 - 後藤 芳光氏は、2026年4月1日付でソフトバンクグループ株式会社 取締役 専務執行役員 CFO 兼 CISO に就任しております。
 - 柄澤 康喜氏は、2026年4月1日付で三井住友海上火災保険株式会社 特別顧問に就任しております。
 - 中山 一郎氏および出澤 剛氏は、2026年6月23日付でソフトバンク株式会社 取締役に就任を予定しております。

・金子 寛人氏は、2026年6月25日付で株式会社日清製粉グループ本社 社外取締役(監査等委員)を退任予定であり、同日付でオリエンタル酵母工業株式会社 社外監査役に就任を予定しております。

3. 社外取締役の重要な兼職先と当社との関係

当社は、ポール 与那嶺氏の兼職先である株式会社三井住友銀行との間で、資金の借入れ等の取引がありますが、取引規模やその性質に照らし、独立社外取締役の独立性に影響を及ぼすような関係はありません。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、取締役 榛葉 淳氏、出澤 剛氏、後藤 芳光氏、宮川 潤一氏、柄澤 康喜氏、ポール 与那嶺氏、河野 宏子氏、金子 寛人氏との間で、会社法第427条1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

当社は、親会社であるソフトバンクグループ株式会社を保険契約者とする役員等賠償責任保険契約に基づき、当社の役員等を被保険者とする保険に加入しております。同保険は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、当社の役員等に係る保険料は全額当社が負担しておりますが、故意または重過失に起因する損害等については填補の対象外としております。

(補償契約の内容の概要)

当社は、会社法第430条の2第1項に基づき、取締役全員(中山 一郎氏、榛葉 淳氏、出澤 剛氏、後藤 芳光氏、宮川 潤一氏、柄澤 康喜氏、ポール 与那嶺氏、河野 宏子氏及び金子 寛人氏)との間で補償契約を締結しており、当該取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる費用および損失について、法令の定める範囲内で補償することとしております。

(常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由)

当社は、監査等委員会の構成員が社外取締役であり、かつ内部監査部門との連携体制が整備されていることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

2. 当事業年度中に辞任した又は解任された取締役

該当事項はありません。

3. 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員であるものを除く。) (うち社外取締役)	632 (0)	80 (0)	239 (0)	313 (0)	1 (0)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	59 (59)	59 (59)	- (-)	- (-)	4 (4)

(注)

1. 当社の非金銭報酬等は、株式報酬としてのストックオプションを含んでおります。これには、退職時に行使可能となるストックオプションが含まれております。また、税制適格ストックオプションについては、付与後一定期間の経過後、2027年以降において5年間にわたり順次行使が可能となる条件としております。
2. スtockオプションの金額は、原則として、日本基準に基づき当期に費用計上した金額を記載しています。

4. 取締役の報酬等の額の決定に関する方針

① 当該方針の決定方法

当社は、取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

② 決定方針の内容の概要

当社の取締役報酬は、外部調査機関のデータベースを活用して調査・分析を行い、当社の経営状況等を勘案しながら、経営者報酬として競争力のあるものとなるように設定しております。報酬体系は、固定(基本)報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成しております。業績連動報酬は、売上高等の業績指標及び各取締役の職務執行状況等を踏まえて算定し、金銭により支給しております。非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲をより一層高めることを目的として付与しております。

取締役報酬の決定に当たっては、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会への諮問を経ることにより、独立性、透明性及び客観性を確保しております。

③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

報酬委員会において、類似企業の報酬水準や各取締役の役位・職責等を踏まえて検討しております。また、審議にあたっては利益相反に配慮した運営を行っております。これらのプロセスおよび内容に照らし、報酬水準は概ね妥当であると認めております。報酬委員会における審議内容及びその提言を尊重し、当該決定方針との整合性を含め多角的な検討を行って決定されていることから、当該報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役に決定を委任しております。当社代表取締役中山一郎は、報酬委員会における審議内容及び提案を十分に踏まえた上で、各取締役の職責および業績評価を総合的に勘案し、報酬額を決定しました。これは、各取締役の業務執行状況を最も把握している代表取締役が最終的な決定を行うことが適切であると判断したためであります。

6. 業績連動報酬等に関する事項

賞与(業績連動報酬)は、業績目標達成に向けたインセンティブとし、本業の規模を示す売上高などの当社業績および業務執行を行う各取締役の職務執行の実績等を総合的に勘案のうえ算出し、毎年一定の時期に金銭により支給しております。

短期業績連動報酬の算定方法は以下のとおりであります。

・業績指標: 売上高など

・算定方法: 基本(固定)報酬額に賞与支給率を乗じて算定

・賞与支給率: 業績指標の目標達成度等に応じて、0 から 150%の範囲内で変動

当事業年度を含む売上高などの推移は、「I5 企業集団の財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです

7. 非金銭報酬等の内容

株式報酬(非金銭報酬)は、当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲をより一層高めることを目的として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対してストックオプションとしての新株予約権を付与しております。ストックオプションの内容及び交付状況は「III 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

8. 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬は、2023年6月23日付の第5期定時株主総会決議において、年額10億円以内としております。また、当該金銭報酬とは別枠で2025年4月25日付の臨時株主総会決議において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額10億円以内、2025年11月13日付の臨時株主総会決議において、株式付与のための金銭報酬を年額10億円以内としております。当該制度の対象となる取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は1名です。

当社の監査等委員である取締役に対する報酬は、同定時株主総会決議において、年額5億円以内としております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2025年11月13日付の臨時株主総会決議において、株式付与のための金銭報酬を年額5億円以内としております。当該制度の対象となる監査等委員である取締役の員数は4名です。

9. 任意の委員会の設置

当社は取締役会の諮問機関として任意の指名委員会、報酬委員会を設置しており、各委員会の概要は以下の通りです。

① 指名委員会

監査等委員である独立社外取締役2名と代表取締役の3名により構成する任意の諮問機関として指名委員会を設置しています。この指名委員会にて取締役のスキルマトリックス・多様性検討、代表取締役のサクセッション・プランの検証・検討を実施しています。

② 報酬委員会

監査等委員である独立社外取締役2名と代表取締役の3名により構成する任意の諮問機関として報酬委員会を設置しています。報酬委員会では監査等委員を除く取締役の報酬制度および評価・報酬額の提案を行っています。

10. 各社外役員の子な活動状況

区分	氏名	主な活動状況・期待される役割に関して行った職務の概要
独立社外取締役 (監査等委員)	柄澤 康喜	<p>当該社外取締役は、独立した客観的立場から経営の監督機能を果たすことが期待されており、当事業年度においては、取締役会及び監査等委員会に出席し、当該役割を適切に遂行いたしました。当事業年度に開催された取締役会 19 回のうち 19 回、監査等委員会 14 回のうち 14 回に出席いたしました。</p> <p>企業経営に関する豊富な経験並びに財務・会計および法務・リスクに関する知見に基づき、当社の持続的な企業価値向上に向け、中長期的戦略の妥当性や新規事業の戦略的意義、並びに大規模災害等を想定したリスク管理体制等、広範な事項について、実務的観点から有益な助言及び提言を行いました。</p> <p>また、上記のほか、監督機能を果たす観点から当社の経営陣幹部の報酬などを審議する報酬委員会の委員長を務め、当事業年度開催の委員会 5 回のうち 5 回に出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。</p>
独立社外取締役 (監査等委員)	ポール 与那嶺	<p>当該社外取締役は、独立した客観的立場から経営の監督機能を果たすことが期待されており、当事業年度においては、取締役会及び監査等委員会に出席し、当該役割を適切に遂行いたしました。当事業年度に開催された取締役会 19 回のうち 18 回、監査等委員会 14 回のうち 12 回に出席いたしました。</p> <p>企業経営に関する豊富な経験並びに技術・テクノロジー領域およびグローバルビジネスに関する知見に基づき、当社の米国市場を見据えた上場戦略やグローバルスタンダードを踏まえたシステムリスク管理およびサイバーセキュリティ対策、並びにグローバル戦略全般等、広範な事項について、実務的観点から有益な助言及び提言を行いました。</p> <p>また、上記のほか、監督機能を果たす観点から当社の経営陣幹部のサクセッションプランなどを審議する指名委員会の委員長を務め、当事業年度開催の委員会 3 回のうち 3 回に出席し、独立した客観的立場から後継者候補の選定および育成状況、選任プロセスの透明性・客観性の確保等について、確認・助言を行っております。</p>
独立社外取締役 (監査等委員)	河野 宏子	<p>当該社外取締役は、独立した客観的立場から経営の監督機能を果たすことが期待されており、当事業年度においては、取締役会及び監査等委員会に出席し、当該役割を適切に遂行いたしました。当事業年度に開催された取締役会 19 回のうち 19 回、監査等委員会 14 回のうち 14 回に出席いたしました。</p> <p>人事・人材開発に関する豊富な経験並びに財務・会計およびグローバルな視点に関する知見に基づき、当社の上場を見据えた資本市場との対話、グローバルな人的資本マネジメントおよび先端技術活用における統制のあり方等、広範な事項について、実務的観点から有益な助言及び提言を行いました。</p> <p>また、上記のほか、監督機能を果たす観点から当社の経営陣幹部のサクセッションプランなどを審議する指名委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会 3 回のうち 3 回に出席し、独立した客観的立場から後継者候補の選定および育成状況、選任プロセスの透明性・客観性の確保等について、確認・助言を行っております。</p>
独立社外取締役 (監査等委員)	金子 寛人	<p>当該社外取締役は、独立した客観的立場から経営の監督機能を果たすことが期待されており、当事業年度においては、取締役会</p>

		<p>及び監査等委員会に出席し、当該役割を適切に遂行いたしました。当事業年度に開催された取締役会 19 回のうち 19 回、監査等委員会 14 回のうち 14 回に出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての高度な専門知識と豊富な実務経験並びに企業経営およびグローバル対応に関する知見に基づき、米国における IPO に向けた監査体制の強化やコスト管理、グループ全体のガバナンス体制および内部統制システムの構築等、広範な事項について、実務的観点から有益な助言及び提言を行いました。</p> <p>また、上記のほか、監督機能を果たす観点から当社の経営陣幹部の報酬などを審議する報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会 5 回のうち 5 回に出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督を務めております。</p>
--	--	--

(注)上記の取締役会開催回数には、会社法第 370 条及び当社定款 27 条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなした書面決議 15 回分を含みます。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	2,227 百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,501 百万円

(注)

1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
 2. 当社は会計監査人に対し、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務として、コンフォートレター業務等を委嘱しております。
 3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
3. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由
当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画、報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っています。
 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、会計監査人を解任します。
また、当社監査等委員会は、当社監査等委員会において予め定めた指針に該当する場合には株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定します。

VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

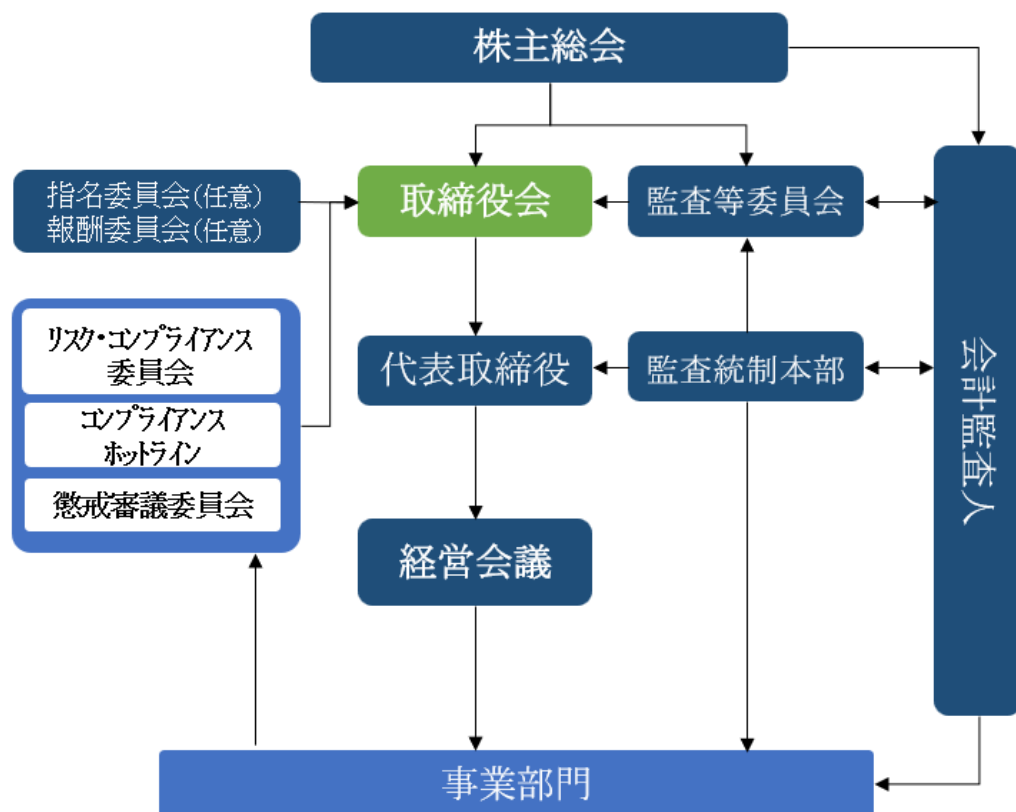
当社は「内部統制システム構築の基本方針」(2022年9月14日取締役会決議)に則り、内部統制システム体制の整備、運用に努めています。

1. 内部統制システム整備についての内容

<p>第1条 (目的)</p>	<p>PayPay 株式会社(以下「当社」という。)は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針を定める。</p>
<p>第2条 (取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、「PayPay グループ行動規範」を定め、取締役及び使用人の行動指針とし、職務の執行にかかる法令遵守体制を整備すると共に、企業倫理の確立を図る。 2. 当社は、コンプライアンスに係る関連規程等を定め、コンプライアンス体制の整備を行うと共に、コンプライアンス上の問題点の把握に努める。 3. 当社は、コンプライアンス意識の醸成及び法令違反防止の観点から、「コンプライアンス・マニュアル」・「コンプライアンス・プログラム」等を策定し、コンプライアンスに必要な教育・研修を継続的に実施する。 4. 当社は、コンプライアンス違反行為等の早期発見とその是正、解決を図るため、コンプライアンスホットライン規程を整備、運用する。 5. 当社は、経営及び業務執行におけるコンプライアンスの重要性を十分に認識し、チーフコンプライアンスオフィサーを委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置する。不祥事件が発生した場合に経営陣へ迅速に報告を行うなど実効性あるコンプライアンス体制の構築及び整備に努める。 6. 当社は、「反社会的勢力に対する方針」を定め、不当要求への応答、裏取引、資金提供は一切行わないなど、反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、より具体的な対応を定めるため、「反社会的勢力による被害防止の社内規則」等を策定し、組織全体として毅然とした対応を行う体制を整備する。
<p>第3条 (取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報セキュリティマネジメントシステムを構築する。 2. 当社は、「文書保存管理規程」を定め、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を適切に記録・保存・管理する。保存期間・管理方法等の周知徹底に努め、保存・管理状況について定期的にモニタリングを行う。 3. 当社は、株主総会及び取締役会の議事録並びに事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査等委員が常時閲覧することができるようにする。 4. 当社は、当社の重要な情報の適時開示やその他の開示業務を所管する部署を設置し、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される体制を構築・運用する。 5. 当社は、個人情報については法令のほか「プライバシーポリシー」及び「個人情報保護規程」を定め、適切に管理する。
<p>第4条 (損失の危険の管理に関する規程その他の体制)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、事業運営における様々なリスクに対し、リスク管理を適切に行うと共に、リスク回避、軽減その他の必要な措置を行うため、社内規程を整備する。 2. 当社は、「リスク管理規程」を定め、想定されるリスクに応じた有事に備えると共に、有事の際の迅速かつ適切な情報収集体制と緊急対応体制を整備し、有事が発生した場合は、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。 3. 当社は、情報セキュリティ上のリスク分析を実施し、評価されたセキュリティリスクに対する対策の策定及び改善を推進する。 4. 当社は、役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実

	<p>施する。</p> <p>5. 当社は、定期的に、リスク管理体制について見直しを行う。</p> <p>6. 当社は、業務上発生したインシデント等、顕在化したリスクに対する管理態勢を整備する。</p> <p>7. 当社は、災害等の当社に著しい損害を及ぼす事態が現に生じた場合であっても、事業を継続し、社会における役割を果たすために、「危機管理規程」を定め、事業継続マネジメント(BCM)体制を構築・運用する。</p>
<p>第5条 (取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)</p>	<p>1. 取締役は、法令及び「取締役会規程」等に基づき、自らの職務を執行する。</p> <p>2. 当社は、職務執行に関する権限及び責任については、「職務権限規程」その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。</p> <p>3. 当社は、執行役員、統括本部長、本部長及び内部監査部門長によって構成される経営会議を設置し、取締役会に付議すべき事項、その他経営に関する重要な事項について、審議及び検討を行う。</p> <p>4. 当社は、経営効率の向上を図るため、取締役会において中長期経営計画及び単年度予算を決定し、その執行を行う。</p>
<p>第6条 (当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)</p>	<p>1. 当社は、経営活動上の重要な意思決定事項について、「取締役会規程」及び「職務権限規程」に基づき、必要な事前審議、取締役会の決議を得て行う。</p> <p>2. 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務経理規則」、関連細則及びガイドライン等を定める。</p> <p>3. 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置し、当社及び子会社に対して、法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の有効性等について内部監査を実施する。</p> <p>4. 当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社グループにおける業務の適正性を図るため、子会社の取締役等の職務執行に係る事項に関して、子会社の機能や重要性等に応じ、当社に対する適切な報告制度を整備する。また当該子会社における重要な事項について指導、支援及び助言を行う。</p> <p>5. 子会社の取締役等の職務執行の効率性確保を図るため、子会社との間で協定書を締結すること等により、その権限及び責任を明らかにすると共に、子会社において重要な意思決定を行う際、当社の承認を要することとする。また、子会社の取締役等に、必要に応じて当社の関連部署及び取締役等と協議を行わせる。</p> <p>6. 有事の際に状況に応じて当社とグループ各社にて連携を取り、被害(損失)の最小化を図るため、当社グループ全体を対象とするリスクの管理体制、有事の際の迅速かつ適切な情報収集体制及び緊急対応体制を整備する。</p> <p>7. 子会社の取締役、監査役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社グループにおいて重大な法令もしくは社内規程の違反、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を発見した場合、直ちに当社監査等委員会に報告を行うこととする。またこれらの者が、コンプライアンスホットライン規程に基づく通報や当社監査等委員会に対する報告を行ったことを理由として、解雇その他一切の不利益な取扱いを行わない体制を整備する。</p>
<p>第7条 (監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性並びに監査等委員会による当該使用人に対する指示の実効性)</p>	<p>1. 取締役会は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。)を置くことを求めた場合には、必要な知識・能力を備えた、適切な員数の専任の補助使用人を確保する。</p> <p>2. 当社は、補助使用人の独立性を確保するため、指揮命令権を監査等委員会に帰属させ、補助使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分等に関する同意権を監査等委員会に付与する。</p>

の確保に関する事項)	3. 当社は、補助使用人に必要な調査権限及び情報収集権限を付与する。
第8条 (取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制)	1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会に対して、法令及び規程に定められた事項を遅滞なく報告する。 2. 当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)や使用人が、コンプライアンスホットライン 規程に基づく通報や監査等委員会に対する報告を行ったことを理由として、解雇その他一切の不利 益な取扱いを行わない。
第9条 (監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)	監査等委員が、当社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済等の請求を行った場合、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものではないと認められる場合を除き、これに応じる。
第10条 (その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制)	当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、必要な事項を整備、運用する。



2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、前述の「内部統制システム構築の基本方針」に則った運用を実施しています。

① コンプライアンス体制

当社は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループベースでのコンプライアンス体制の整備および実効性の確保に取り組んでおります。

当事業年度においては、行動規範の整備・高度化を進めるとともに、コンプライアンス・プログラムに基づく各種施策の実施および役職員に対する教育・研修を通じて、コンプライアンス意識の浸透を図りました。

また、内部通報制度の適切な運用および周知徹底に加え、委員会体制を通じたモニタリングを実施し、体制の有効性の検証および継続的な改善に努めております。

② 反社会的勢力の排除

当社は、反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力に対する方針」を策定・公表するとともに、契約締結時における確認手続の実施等により、管理体制の整備および運用の高度化を図っております。

また、関連規程の見直しおよび運用の徹底を通じて、組織全体での対応体制の強化および実効性の確保に努めております。

③ 情報セキュリティ管理体制

当社は、情報資産の適切な保護を図るため、情報セキュリティ管理体制の整備および高度化に取り組んでおります。

当事業年度においては、関係ガイドラインへの対応を推進するとともに、教育・訓練の実施、アクセス権限管理および情報資産管理の見直しを継続的に実施しました。

また、各種テストおよび評価結果を踏まえた改善対応を行うことで、管理体制の実効性向上に努めております。

④ リスク管理体制

当社は、事業運営に伴う各種リスクを適切に把握・管理するため、統合的リスク管理体制の整備および運用を行っております。

当事業年度においては、グループベースでの基本方針および規程類の整備を進めるとともに、リスク管理体制の高度化を図りました。

また、重要なインシデントについては、規程に基づく適切な対応に加え、原因分析および再発防止策の実施を通じて、管理態勢の継続的な改善に努めております。

⑤ 事業継続管理体制

当社は、災害等の発生時においても事業を継続できる体制の整備および高度化に取り組んでおります。

当事業年度においては、事業継続計画に基づく訓練を実施するとともに、グループ会社との連携体制の確認および強化を図りました。

また、訓練結果を踏まえた見直しを行うことで、実効性の向上および継続的な改善に努めております。

⑥ コーポレート・ガバナンス体制

当社は、経営の透明性および効率性の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス体制の整備および充実に取り組んでおります。

当事業年度においては、取締役会および経営会議の適切な運営を通じて、重要事項の意思決定および業務執行の監督を行いました。

また、中長期経営計画および年度予算の策定・執行を通じて、経営管理の高度化および統制機能の強化に努めております。

⑦ 個人情報保護体制

当社は、個人情報の適切な取扱いを重要な経営課題と認識し、関連規程に基づく管理体制の整備および運用を行っております。

また、教育・研修の実施や運用状況の点検を通じて、体制の実効性の確保および継続的な改善に努めております。

⑧ 文書管理体制

当社は、文書管理に関する規程に基づき、文書の適切な保存および管理を行う体制を整備しております。

また、管理状況の定期的な確認および運用の見直しを通じて、文書管理体制の実効性向上および適正性の確保に努めております。

⑨ 財務報告の信頼性確保

当社は、財務報告の信頼性確保に向けて、内部統制の整備および運用を行っております。

当事業年度においては、財務経理に関する規程に基づく業務運営を行うとともに、内部監査等の結果を踏まえた改善対応を実施しました。

また、これらの取組を通じて、財務報告に係る内部統制の有効性の確保および継続的な高度化に努めております。

⑩ 情報開示体制

当社は、適時適切な情報開示を行うための体制整備および運用の高度化に取り組んでおります。

当事業年度においては、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示に関する規程の整備および委員会体制の構築を行い、開示情報の正確性および網羅性の確保に努めました。

また、開示プロセスの見直しを通じて、体制の実効性向上に取り組んでおります。

⑪ SOC1 報告書の取得と内部統制体制の整備

当社は、決済サービスに係る内部統制の適切性および運用状況の有効性を担保するため、AICPAの基準に基づくSOC1 報告書を取得しております。

また、グループベースでの内部統制体制の高度化に向け、内部統制および財務報告に係る各種規程・細則の整備および見直しを実施しております。

これらの取組を通じて、内部統制の有効性の確保および信頼性の向上に努めております。

⑫ 内部監査体制

当社は、内部監査部門による独立した立場からの監査を通じて、内部統制の有効性の検証および改善に取り組んでおります。

当事業年度においては、年間監査計画に基づき各種監査を実施し、その結果を経営陣へ報告するとともに、改善状況のフォローアップを行いました。

また、監査結果を踏まえた改善活動を通じて、内部統制の継続的な高度化に努めております。

⑬ 監査等委員会体制

当社は、監査等委員会の機能強化を図るため、必要な体制整備および運用の高度化に取り組んでおります。

当事業年度においては、監査等委員会の補助体制の整備を行うとともに、監査活動の実効性向上に努めました。

また、監査等委員会による監督機能の強化を通じて、ガバナンス体制全体の実効性の確保に取り組んでおります。

※ 本事業報告に記載の数値は、財務数値については表示単位未満を切り捨て、その他の数値については四捨五入により表記しております。

【別表】

第2回～第46回新株予約権における各回号の「新株予約権の数」および「新株予約権と引き換えにする金銭の払込み(本新株予約権1個あたりの発行価額)」

回号	新株予約権 の数	本新株予約権 1個あたりの 発行価額	本新株予約権を行使 することができる期間
第2回 新株予約権	1,554 個	25,180 円	2024年4月1日から2033年3月31日
第3回 新株予約権	1,611 個	22,690 円	2025年4月1日から2033年3月31日
第4回 新株予約権	1,784 個	21,600 円	2026年4月1日から2033年3月31日
第5回 新株予約権	1,537 個	20,880 円	2027年4月1日から2033年3月31日
第6回 新株予約権	1,411 個	20,280 円	2028年4月1日から2033年3月31日
第7回 新株予約権	751 個	24,140 円	2024年4月1日から2033年3月31日
第8回 新株予約権	681 個	22,570 円	2025年4月1日から2033年3月31日
第9回 新株予約権	632 個	21,590 円	2026年4月1日から2033年3月31日
第10回 新株予約権	602 個	20,880 円	2027年4月1日から2033年3月31日
第11回 新株予約権	574 個	20,280 円	2028年4月1日から2033年3月31日
第12回 新株予約権	518 個	22,080 円	2024年4月1日から2033年3月31日
第13回 新株予約権	481 個	21,680 円	2025年4月1日から2033年3月31日
第14回 新株予約権	451 個	21,270 円	2026年4月1日から2033年3月31日
第15回 新株予約権	412 個	20,770 円	2027年4月1日から2033年3月31日
第16回 新株予約権	376 個	20,220 円	2028年4月1日から2033年3月31日
第17回 新株予約権	342 個	20,730 円	2024年4月1日から2033年3月31日
第18回 新株予約権	313 個	20,640 円	2025年4月1日から2033年3月31日
第19回 新株予約権	269 個	20,560 円	2026年4月1日から2033年3月31日
第20回 新株予約権	224 個	20,290 円	2027年4月1日から2033年3月31日
第21回 新株予約権	169 個	19,950 円	2028年4月1日から2033年3月31日
第22回 新株予約権	232 個	19,640 円	2024年4月1日から2033年3月31日
第23回 新株予約権	222 個	19,580 円	2025年4月1日から2033年3月31日

第 24 回 新株予約権	207 個	19,580 円	2026 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 25 回 新株予約権	195 個	19,500 円	2027 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 26 回 新株予約権	143 個	19,320 円	2028 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 27 回 新株予約権	134 個	18,520 円	2024 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 28 回 新株予約権	133 個	18,480 円	2025 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 29 回 新株予約権	130 個	18,490 円	2026 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 30 回 新株予約権	123 個	18,460 円	2027 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 31 回 新株予約権	123 個	18,410 円	2028 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 32 回 新株予約権	131 個	17,530 円	2024 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 33 回 新株予約権	129 個	17,470 円	2025 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 34 回 新株予約権	124 個	17,520 円	2026 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 35 回 新株予約権	121 個	17,520 円	2027 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 36 回 新株予約権	118 個	17,540 円	2028 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 37 回 新株予約権	175 個	16,310 円	2024 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 38 回 新株予約権	171 個	16,240 円	2025 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 39 回 新株予約権	168 個	16,290 円	2026 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 40 回 新株予約権	167 個	16,360 円	2027 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 41 回 新株予約権	161 個	16,380 円	2028 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 42 回 新株予約権	252 個	15,280 円	2024 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 43 回 新株予約権	251 個	15,250 円	2025 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 44 回 新株予約権	248 個	15,290 円	2026 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 45 回 新株予約権	243 個	15,450 円	2027 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日
第 46 回 新株予約権	240 個	15,450 円	2028 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日

第8期

連結計算書類

〔自 2025年4月1日〕
〔至 2026年3月31日〕

連結財政状態計算書
連結損益計算書
連結持分変動計算書
連結注記表

PayPay株式会社

連結財政状態計算書

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産		負債	
現金及び現金同等物	363,083	預り金	2,952,495
供託金及び差入証拠金	74,139	営業債務	1,122,338
コールローン	40,014	未払法人所得税	13,073
営業債権	150,372	借入金等	564,956
貸付金	2,512,851	その他の金融負債	48,116
有価証券	1,736,835	引当金	7,403
その他の金融資産	32,293	リース負債	9,549
有形固定資産	14,879	繰延税金負債	206
使用権資産	12,175	その他の負債	27,115
無形資産	66,466	負債合計	4,745,251
のれん	15,157	資本	
持分法で会計処理されている投資	12,762	資本金	200,635
繰延税金資産	107,275	資本剰余金	86,730
その他の資産	37,711	利益剰余金	109,869
		その他の包括利益累計額	△3,055
		親会社の所有者に帰属する持分	394,179
		非支配持分	36,582
		資本合計	430,761
資産合計	5,176,012	負債及び資本合計	5,176,012

連結損益計算書

(2026年3月31日に終了した1年間)

(単位：百万円)

科 目	金 額
決済取引及びサービス収益	251,041
金利収益	116,488
金融商品関連収益	10,250
その他の営業収益	2,883
営業収益	380,662
ポイント費用	△60,195
決済関連費用	△48,731
人件費	△47,641
業務委託費	△28,099
貸倒引当金繰入	△24,923
その他の営業費用	△90,991
営業費用	△300,580
営業利益	80,082
持分法による投資損益	△137
税引前利益	79,945
法人所得税	37,865
純利益	117,810
純利益の帰属	
親会社の所有者	115,034
非支配持分	2,776

連結持分変動計算書

(2026年3月31日に終了した1年間)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括利益累計額	合計
2025年4月1日	91,434	13,727	△4,887	△379	99,895
純利益	—	—	115,034	—	115,034
その他の包括利益 (△は損失)	—	—	—	△2,644	△2,644
包括利益合計 (△は損失)	—	—	115,034	△2,644	112,390
非支配持分に対する配当金	—	—	—	—	—
親会社の所有者に対する配当金	—	—	△311	—	△311
新株の発行	109,201	107,818	—	—	217,019
株式に基づく報酬取引	—	2,014	—	—	2,014
共通支配下の取引による変動 (PayPay証券株およびPayPay銀行株の取得)	—	△36,827	—	—	△36,827
その他	—	△2	33	△32	△1
所有者との取引額等合計	109,201	73,003	△278	△32	181,894
2026年3月31日	200,635	86,730	109,869	△3,055	394,179

	非支配持分	資本合計
2025年4月1日	123,836	223,731
純利益	2,776	117,810
その他の包括利益 (△は損失)	△766	△3,410
包括利益合計 (△は損失)	2,010	114,400
非支配持分に対する配当金	△2,909	△2,909
親会社の所有者に対する配当金	—	△311
新株の発行	—	217,019
株式に基づく報酬取引	—	2,014
共通支配下の取引による変動 (PayPay証券株およびPayPay銀行株の取得)	△86,358	△123,185
その他	3	2
所有者との取引額等合計	△89,264	92,630
2026年3月31日	36,582	430,761

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成方法

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数（ストラクチャード・エンティティを含む） 23社

(2) 主要な連結子会社の名称

PayPayカード(株)

PayPay India Private Limited

PayPay銀行(株)（注1）

PayPay証券(株)（注1）

PPSCインベストメントサービス(株)（注1）（注2）

クレジットエンジン(株)

LENDY債権回収(株)

CEアセット(株)

(注1) PayPay銀行(株)およびPayPay証券(株)の取得取引に関する詳細については、「（企業結合に関する注記）」をご参照ください。

(注2) PayPay証券(株)の子会社です。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 2社

(2) 主要な持分法適用会社の名称

Binance Japan(株)

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産および金融負債の評価基準および評価方法

①金融商品

金融資産および金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しています。

金融資産および金融負債は、当初認識時において公正価値で測定していますが、重大な金融要素を含んでいない営業債権は取引価格で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債を除き、金融資産の取得および金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の取得に直接起因する取引コストは、直ちに純損益として認識しています。

②非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産」（以下「FVTOCIの負債性金融資産」）、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」（以下「FVTPLの金融資産」）に分類しています。この分類は、金融資産の性質と保有目的に応じて、当初認識時に決定しています。

通常の方法による全ての金融資産の売買は、約定日に認識および認識の中止を行っています。通常の方法による売買とは、市場における規則または慣行により一般に認められている期間内での、資産の引き渡しを要求する契約による金融資産の購入または売却をいいます。

a. 償却原価で測定する金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「償却原価で測定する金融資産」に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

金融資産の償却原価は、金融資産が当初認識時に測定された金額から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減した金額です。

実効金利法は、金融商品の償却原価の算定および金利収益または費用の関連期間にわたる配分および純損益への認識に用いられる方法です。実効金利は、金融負債の予想存続期間または（それが適切な場合には）より短い期間を通じての、将来の現金支払額の見積額（実効金利の不可分な一部を形成する授受される全ての手数料およびポイント、取引コスト、ならびに他のプレミアムまたはディスカウントを含む）を、金融商品の償却原価まで正確に割り引く利率です。

金融資産の総額での帳簿価額とは、貸倒引当金を調整する前の金融資産の償却原価です。

b. FVTOCIの負債性金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「FVTOCIの負債性金融資産」に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、FVTOCIの負債性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。その後の為替差損益、および減損損失またはその戻入は、純損益で認識しています。

c. FVTPLの金融資産

上記の「償却原価で測定する金融資産」および「FVTOCIの負債性金融資産」のいずれにも分類しない場合、「FVTPLの金融資産」に分類しています。FVTPLの金融資産については、各期末日の公正価値で測定され、公正価値の変動額は、純損益で認識しています。資本性金融商品からの配当については、「金融商品関連収益」で認識しています。

d. 金融資産の減損

当社グループでは、償却原価で測定する金融資産、FVTOCIの負債性金融資産、および未実行の貸出コミットメントについて、貸倒引当金を認識しています。期末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているかどうかを評価しています。金融資産の信用リスクが当初認識後に著しく増大しているかどうかは、当初認識時における債務不履行リスクと期末日における債務不履行リスクを比較して判断しています。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失（以下「ECL」）と同額で測定しています（ステージ1）。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合（ステージ2またはステージ3）、金融資産に係る貸倒引当金を全期間のECLと同額で測定しています。

なお、当社グループは、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）に基づく単純化したアプローチを適用しており、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS第15号」という。）の範囲に含まれる取引から生じた営業債権であって重大な金融要素を含んでいない

金融資産については、常に全期間のECLと等しい金額で貸倒引当金を測定しています。

より重大な債務不履行要件に基づくことが適切であることを示す合理的かつ裏付け可能な情報を有していない限り、当社グループでは主として、債権について契約上の支払の期日経過が90日超となる場合、契約条件が変更されている場合、または債務者が著しい財政状況の悪化に陥っている場合に債務不履行とみなしています。

ECLは、以下の要素を反映する方法で見積もられています。

- 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- 貨幣の時間価値
- 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当社グループは、過去の情報だけでなく、合理的に予測される将来の事象やその他の要因も考慮に入れています。具体的には、当社グループは、一定期間のデフォルト確率（以下「PD」）およびデフォルト時損失率（以下「LGD」）の過去データに基づき、PDとLGDが当該期間の水準に概ね近似すると見込まれる場合、平均PDおよびLGDを使用してECLを算定しています。また、各種マクロ経済指標が悪化し、将来のPDおよびLGDが上昇すると予想される場合、当社グループでは、ECLと相關関係にあるGDPや失業率等のマクロ経済指標を使用し、PDおよびLGDを調整しています。

ECLの金額は、各金融商品の当初認識以降の信用リスクの変化を反映するために、各報告日に更新されます。当社グループは、金融商品の減損利得または損失を純損益で認識し、貸倒引当金勘定を使用して対応する帳簿価額の調整を行います。また、以前に計上された減損損失の戻入額も純損益で認識します。

当社グループは、ある金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の帳簿価額を直接減額しています。

e. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的に全て移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しています。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と、関連する負債を認識しています。当社グループが、移転した当該金融資産に関するリスクと経済的利益のほぼ全てを保持している場合、当社グループは金融資産の認識を継続し、受け取った対価を負債として認識します。

償却原価で測定する金融資産の認識を中止する場合、当該金融資産の帳簿価額と、受け取った対価および未収の対価の合計額との差額は純損益として認識されます。さらに、FVTOCIの負債性金融資産への投資の認識を中止する場合、その他の包括利益累計額は純損益に振り替えられます。

③非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、「FVTPLの金融負債」または「償却原価で測定する金融負債」に分類し、当初認識時に分類を決定しています。非デリバティブ金融負債の取引価格が当初認識時の公正価値と異なり、その公正価値が観察可能な市場データのみを使用する評価手法に基づいている場合、当社グループは当初認識時の公正価値と取引価格の差額を損益として認識します。

当初認識後、FVTPLの金融負債は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益および利息費用は純損益で認識しています。

償却原価で測定する金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

当社グループは、義務が履行された場合、取り消された場合、または失効した場合に限り、金融負債の認識を中止しています。認識を中止した金融負債の帳簿価額と支払った対価との差額は、純損益として認識しています。

a. PayPay残高等

PayPay残高等とは、PayPayユーザーのデポジット残高およびPayPayポイントプログラムで獲得したPayPayポイントを指します。

当社グループはPayPay残高等について、PayPayユーザーへの返還やPayPayユーザーによる購入に対する支払義務を負っているため、これらは金融負債であり連結財政状態計算書の「預り金」に計上されます。

PayPay残高等には、PayPayマネー、PayPayマネーライト、PayPayポイント、およびPayPay商品券の4種類があります。

PayPayマネーおよびPayPayマネーライトはPayPayユーザーによって現金でチャージされますが、PayPayポイントはPayPayユーザーによってチャージされるのではなく、プロモーションやキャンペーンを通じて付与されます。PayPay商品券は、当社グループと加盟店との契約に基づき、PayPayユーザーに付与されます。

PayPayユーザーは、PayPay残高等からPayPayマネーを引き出すことができますが、PayPayマネーライト、PayPayポイントおよびPayPay商品券から引き出すことができません。PayPayマネーおよびPayPayマネーライトは、資金決済に関する法律（2009年6月24日法律第59号。以下「資金決済法」）に基づき、預け金とみなされます。

資金決済法の規制対象となる企業は、法的に発行保証金を拠出することが義務付けられており、その結果、当社グループは拠出した発行保証金を連結財政状態計算書の「供託金及び差入証拠金」に計上しています。

当社グループが事業を廃止する場合、PayPayマネー、PayPayマネーライトおよびPayPay商品券の残高を現金で返金する必要があります。

PayPayポイントがPayPayユーザーに付与された場合、当社グループは、それが顧客に支払われる対価であるかどうかの判断に基づき、ポイント費用として会計処理するか、収益から控除するかのいずれかを行います。顧客に支払われる対価の詳細については、「(5) 収益の認識基準」をご参照ください。

b. PayPayポイント投資サービス

PayPayユーザーは、PayPayポイントをPayPay投資ポイントに交換することができます。PayPay投資ポイントは、上場投資信託（ETF）のパフォーマンスに連動する金融負債です。PayPayユーザーがPayPay投資ポイントの一部または全部を売却すると、その対価は即座にPayPayポイントに交換されます。

PayPay投資ポイントは混合金融負債として会計処理されます。ETFの指標への連動に係る組込デリバティブは、主契約から分離されます。主契約となる預金契約は償却原価で測定され、組込デリバティブはFVTPLで測定されます。

当社グループは、PayPay投資ポイントを連結財政状態計算書の「預り金」に計上し、指標に連動した価値の変動は連結損益計算書の「金融商品関連収益」に計上しています。

④デリバティブ

デリバティブは、株式、金利、その他の指数といった原資産の価格から価値が派生する金融商品です。当社グループは、金利および為替レートによるリスクをヘッジするため、外国為替証拠金取引、先物為替予約、先物債券予約等のデリバティブ取引を利用しています。

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しています。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しています。デリバティブ金融資産は「FVTPLの金融資産」に、デリバティブ金融負債は「FVTPLの金融負債」にそれぞれ分類しています。デリバティブ金融負債には、デリバティブの定義を単独で満たす場合に主契約から分離される金融負債の組込デリバティブも含まれます。

⑤金融資産および金融負債の相殺

金融資産および金融負債は、当社グループが認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有し、かつ純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

⑥コールローン

コールローンは、銀行間の貸付金であり、償却原価で測定されます。コールローンの公正価値は、帳簿価額と近似しているとみなされます。減損は期末日において評価され、発生した損失は純損益で認識しています。

(2) 有形固定資産および無形資産の評価基準、評価方法および減価償却または償却の方法

①有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産は、取得原価で記録および測定され、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。取得原価には、当該資産を経営者が意図した方法で稼働可能にするために必要な場所および状態に置くことに直接起因する費用を含めています。また、取得原価には適格資産の取得、建設または生産に直接起因する借入コストを含めています。

償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しています。また、資産は耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下の通りです。

	見積耐用年数 (年)
建物附属設備	1 - 18
器具備品	1 - 20

資産の耐用年数および残存価額は各連結会計年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

②無形資産

個別に取得した無形資産および内部開発無形資産は、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を差し引いた金額で計上しています。無形資産には、企業結合により取得した顧客基盤に係る資産も含まれます。当該資産は、当該資産に帰属する将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、かつ、その資産の原価を信頼性をもって測定できる場合にのみ認識されます。内部開発無形資産は当初認識時において、開発期間中に発生した支出の合計額となります。この開発期間は、当該資産の技術的および商業的な実現可能性が確立された日から始まり、開発が完了した時点で終了します。取得原価には適格資産の取得、建設または生産に直接起因する借入コストを含めています。償却費は、見積耐用年数にわたって定額法で計上しています。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下の通りです。

	見積耐用年数 (年)
内部開発ソフトウェア	1 - 15
外部購入ソフトウェア	1 - 5
顧客基盤	10 - 15

資産の耐用年数は各連結会計年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。個別に取得した無形資産のうち耐用年数を確定できないものについては償却は行わず、該当ある場合減損損失累計額を差し引いた帳簿価額で計上しています。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

a. 研究開発

新たな科学的・技術的知識や理解を得る見込みのある研究活動にかかる支出は、発生時に純損益と

して認識しています。

一方、開発費については、以下の要件を全て満たす場合に限り、資産として計上しています。

- ・開発費が信頼性をもって測定できること
- ・製品またはプロセスが技術的かつ商業的に実行可能であること
- ・将来の経済的便益が生じる可能性が高いこと
- ・当社グループが開発を完了し、資産を使用または売却する意図および能力を有していること
- ・十分なリソースを有していること

これらの要件を満たさないその他の開発費は、発生時に純損益として認識しています。

③リース

当社グループでは、契約の開始時に、契約がリースまたはリースを含んだものであるのかどうかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいると判定しています。

a. 借手側

当社グループは、期間が12ヶ月以内のリース契約（「短期リース」）および原資産が少額であるリース契約を除く全てのリース契約について、使用権資産および対応するリース負債を認識しています。

リースまたはリースを含む契約について、当社グループは、契約における対価をリース構成部分および非リース構成部分それぞれの独立価格の相対比率（各構成部分の独立価格 ÷ リース構成部分および非リース構成部分の独立価格の合計）に基づいて配分することにより、リース構成部分を非リース構成部分から区分して会計処理しています。

使用権資産は取得原価で当初測定を行っており、当該取得原価は、リース負債の当初測定の金額、リース開始日以前に支払ったリース料から受け取ったリース・インセンティブを控除したものとおよび発生した当初直接コストで構成されています。また、使用権資産は当初測定後、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しています。減価償却はリース開始日から開始し、原則としてリース期間と使用権資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたり定額法で計上しています。ただし、原資産の所有権の移転が確実である場合、または購入オプションを使用することが合理的に確実である場合には、原資産の見積耐用年数にわたり定額法で計上しています。なお、減価償却はリースの開始日に開始しています。

当社グループがリースの契約条件で要求されている原資産の解体および除去、原資産の敷地の原状回復または原資産の原状回復の際に借手に生じるコストの義務を負う場合はIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って引当金を認識し、測定しています。当該コストが使用権資産に関連する場合、当該コストは関連する使用権資産に含んでいます。

当社グループは、無形資産のリースについて使用権資産を認識していません。

リース負債はリースの開始日に認識し、リースの開始日以降、リース期間にわたって将来支払われるリース料の現在価値で当初測定しています。現在価値計算においては、リースの計算利率が容易に算定できる場合、当該利率を割引率として使用し、そうでない場合は追加借入利率を使用しています。

リース負債は、当社グループの連結財政状態計算書に個別の項目として表示しています。

リース負債の測定に含まれているリース料は、以下の通りです。

- ・固定リース料（実質上の固定リース料を含む）から、受け取るリース・インセンティブを控除した金額
- ・変動リース料のうち、指数またはレートに応じて決まる金額。当初測定には開始日現在の指数またはレートを用いています。
- ・残価保証に基づいて借手が支払うと見込まれる金額
- ・延長オプションの行使が合理的に確実である場合の延長期間のリース料

- ・購入オプションを借手が行使することが合理的に確実である場合の、当該オプションの行使価格
- ・リースの解約に対するペナルティの支払額（リース期間が借手によるリース解約オプションの行使を反映している場合）

リース負債は、当初測定後、実効金利法を用いて、帳簿価額を増額することで利息費用を反映し、帳簿価額を減額することで支払リース料を反映し測定しております。

当社グループは、以下のいずれかが発生した場合にはリース負債を再測定し、対応する使用権資産の調整を行っています。

- ・リース期間の変化があった場合、または原資産を購入するオプションについての判定に変化があった場合。改訂後のリース料を改訂後のリース期間に基づいて算定しています。
- ・指数またはレートの変更により将来のリース料に変更が生じた場合、または残価保証に基づいた支払金額の見積りに変更が生じた場合。リース負債は、割引率は変更せず、修正されたリース支払額を割り引くことによって再測定します（ただし、リース料の変動が変動金利の変動から生じている場合は除く。その場合には、金利の変動を反映した改訂後の割引率を使用）。
- ・リースの条件変更のうち独立したリースとして会計処理されないものについては、改訂後のリース料を改訂後の割引率で割り引くことによって、リース負債を再測定しています。

当社グループは、表示期間において当該修正を行っていません。短期リースおよび少額リースについては、使用権資産からの経済的便益が消費される時間パターンをより適切に表す別の体系的な基準がない限り、当社グループはリース期間にわたって定額法でリース料を営業費用として認識しています。

(3) 非金融資産の減損

のれん以外の非金融資産

当社グループでは、各報告期間の末日現在において、非金融資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しています。減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しています。資産が、他の資産または資産グループからのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを発生させない場合、当社グループは当該資産の属する資金生成単位（以下「CGU」）について回収可能価額を算定しています。CGUは、他の資産または資産グループから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。

資産またはCGUの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、関連する資産が再評価額で計上されていない限り、減損損失は直ちに純損益に認識されます。再評価額で計上されている場合、減損損失は再評価の減額として処理され、その減損損失は当該資産に係る再評価剰余金を超過した金額が純損益に認識されます。

減損損失を事後に戻入る場合、当該資産（またはCGU）の帳簿価額は、過去の期間において当該資産（またはCGU）について認識した減損損失がなかったとした場合の資産（またはCGU）の帳簿価額を超えない範囲で、改訂後の見積回収可能価額まで増額しています。減損損失の戻入は、過年度に資産に対して認識された減損損失を相殺する範囲で、直ちに純損益に認識されます。減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額を超える増額は、再評価による増額として処理されます。

a. のれん

企業結合により取得したのれんは、被取得企業のその他の資産または負債が配分されているかどうかを問わず、取得日以降、取得企業のCGUまたはCGUグループのうち、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれるものに配分しています。のれんが配分されたCGUまたはCGUグループは、年1

回、または減損の兆候がある場合にはより頻繁に減損テストが行われます。CGUまたはCGUグループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、減損損失は、まず当該単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額し、次に当該単位の各資産の帳簿価額に基づき、当該単位のその他の資産に按分して配分します。のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行いません。関連するCGUまたはCGUグループを処分した場合、のれんの帰属額は処分損益の決定に含んでいます。

(4) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつその債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しています。

引当金として認識する金額は、債務を取り巻くリスクと不確実性を考慮した、報告期間の末日における現在の債務を決済するために必要となる支出の最善の見積り額です。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合、見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて引当金の帳簿価額を算定しています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識していません。

当社グループの引当金には、未実行の貸出コミットメントに係る貸倒引当金が含まれています。未実行の貸出コミットメントに係る貸倒引当金の詳細については、「(1) 金融資産および金融負債の評価基準および評価方法」をご参照ください。

(5) 収益の認識基準

① 主要な収益源

当社グループの主要な収益源は以下の通りです。

(A) 決済取引及びサービス収益

決済取引及びサービス収益は、顧客との契約に基づく収益に該当します。この収益は主に、「a. 決済サービス」および「b. 金融サービス」から構成されています。当社グループは、収益認識の適切な方法およびタイミングを判断するため、IFRS第15号に準拠した以下の5ステップアプローチを適用しています。

- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ3：取引金額を算定する
- ・ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、提供を約束したサービスと引き換えに受け取ることが見込まれる対価を反映する金額に基づき、サービスの移転に係る収益を認識しています。収益は、通常の企業活動の過程において提供されるサービスに対して約束された対価から、消費税等およびその他の税金ならびに顧客に支払われる対価を控除した金額に基づいて測定しています。当社グループの収益には、重要な変動対価や重大な金融要素の見積りは含まれません。当社グループの以下の主要な収益の源泉のほとんどについて、収益は一時点で認識され、顧客から前受対価は受領していません。従って、契約負債を生じさせる取引は限定的です。

a. 決済サービス

決済サービスは、PayPay決済サービス、クレジット決済サービス、アクワイアリングサービス、およびデビット決済サービスで構成されます。

・ PayPay決済サービス

当社グループはPayPay加盟店（注1）との間で加盟店規約に基づく決済サービス契約を締結します（ステップ1）。決済サービスは通常、当社グループ、PayPay加盟店、PayPayユーザー間の下記の取引および手続きを含みます。

- PayPayユーザーがATM、銀行口座からの送金、当社グループが発行したクレジットカードを通じて、PayPay残高等にチャージを行う。
- PayPayユーザーがPayPay加盟店において商品等を購入し、PayPayアプリを通じてPayPay残高等またはPayPayクレジット（注2）により代金を決済する。
- PayPay加盟店はPayPayユーザーとの購入取引の記録を当社グループに提示し、当社グループは当該購入取引を承認する。
- 当社グループは当該購入取引の承認時に決済システム利用料を受け取る権利を獲得し、PayPay加盟店に対して購入取引の代金から加盟店手数料を差し引いた純額を送金する。

当社グループの履行義務は、決済プラットフォームを提供し、PayPay加盟店とPayPayユーザーの間の購入取引について、本人として行動し決済を完了させることです（ステップ2）。当社グループは、PayPayアプリを通じた購入取引の代金に所定の料率を乗じることにより、決済サービスの取引価格を計算し（ステップ3）、この取引価格を上記の単一の履行義務に配分しています（ステップ4）。当該履行義務は購入取引の承認時、およびPayPay加盟店への購入代金の決済時、すなわち当社グループのプラットフォーム上にて当該購入取引の決済の完了を判断した際に充足され、収益は履行義務が充足される一時点で認識されます（ステップ5）。

決済サービスは決済セグメントに含まれます。

（注1） PayPay加盟店とは、当社グループと加盟店との間で締結された決済サービス契約に基づき、当社グループが提供するPayPay決済サービスのプラットフォームを店舗における支払手段として利用する企業をいいます。

（注2） PayPayユーザーはPayPayアプリ内において、PayPayカードを連携させることによって、PayPayクレジットを利用できます。PayPayクレジットを利用した決済をPayPay加盟店に対して行った場合、PayPayユーザーは当該代金をPayPayカードの決済代金支払期日に当社グループに対して支払います。

・クレジット決済サービスおよびアクワイアリングサービス

クレジットカード取引は通常、カードイシュア、カード会員、カード加盟店、アクワイアラ、およびVISA/Mastercard/JCB等の決済ネットワーク間の下記の手続きを含みます。

- カード会員がカードイシュアの取引承認に基づき、カード加盟店においてクレジットカードを利用する。
- カード加盟店がアクワイアラに購入取引の記録を提示する。
- アクワイアラが決済ネットワークを通じ、カードイシュアに対し購入取引の記録を提示する。
- カードイシュアが購入取引を承認し、アクワイアラに対して、購入取引の代金からインターチェンジフィーを差し引いた純額を決済ネットワーク経由で送金する。
- アクワイアラは、購入取引の決済を行うためにカードイシュアから受領した資金から加盟店手数料を差し引いた純額をカード加盟店に送金する。
- カードイシュアはカード会員より購入取引の代金を回収する。

(a) クレジット決済サービス

当社グループはカードイシュアとして、カード加盟店と加盟店契約に基づく契約、カード会員とカード会員規約に基づく契約および決済ネットワークとライセンス契約をそれぞれ締結します（ステップ1）。それらの結果、当社グループはカード加盟店、決済ネットワークおよびカード会員への提供に合意し、カード会員はカード加盟店においてクレジットカードの利用が可能となります。

当社グループは前述の様々な決済ネットワークからのライセンス契約に基づき、PayPayカードを発行します。カード会員がカード加盟店においてPayPayカードを利用する際、当社グループ

プはカードイシューアとして購入取引に関与し、クレジット決済サービスを提供します。

クレジット決済サービスにおける当社グループの履行義務は、購入取引データの送信および購入取引の承認を含むクレジットカードを利用した決済サービスをIFRS第15号における顧客であるカード加盟店、決済ネットワークおよびカード会員に提供することです（ステップ2）。

当社グループは、購入取引の代金に所定の料率を乗じた金額を基に（ステップ3）、この取引価格を上記の単一の履行義務に配分しています（ステップ4）。

当該履行義務はサービス提供の完了時、すなわちアクワイアラから当該購入取引の記録を受領し、購入取引が承認された一時点で充足されます（ステップ5）。当社グループはIFRS第15号に基づきクレジット決済サービスに係る契約の収益を認識し、履行義務の充足から約2ヶ月以内に対価を回収します。

クレジット決済サービスは決済セグメントに含まれます。

(b) アクワイアリングサービス

当社グループはIFRS第15号における顧客であるカード加盟店とクレジットカード加盟店約款に基づく契約を締結します（ステップ1）。

カード加盟店において、他社イシューアにより発行されたクレジットカードが利用された際、当社グループはアクワイアラとして購入取引に関与し、カード加盟店に対しアクワイアリングサービスを提供します。当社グループは、購入取引データを送信することでカード加盟店が決済ネットワークを通じて購入取引に関するカードイシューアの承認を得ることを支援し、当該サービスの便益を受けるカード加盟店が対価を当社グループに支払います。

当社グループの履行義務は、カードイシューアによる承認を取得、購入取引データを送信、購入取引を処理することによるアクワイアリングサービスを提供することです（ステップ2）。当社グループにより認識される収益の金額は、決済金額に所定の料率を乗じた金額から、カードイシューアによりチャージされるインターチェンジフィーを控除することにより計算され（ステップ3）、この取引価格は上記の単一の履行義務に配分されています（ステップ4）。

当該履行義務は、当社グループが、カード加盟店の購入取引データを受信し、カードイシューアからの承認を取得できたときに充足されます（ステップ5）。

当社グループはIFRS第15号に基づきアクワイアリングサービスに係る契約の収益を認識し、履行義務の充足から約2営業日に対価を回収します。ブランドフィーのような決済ネットワークによりチャージされる手数料は営業費用として計上しています。

アクワイアリングサービスは決済セグメントに含まれます。

・デビット決済サービス

デビットカード決済は、カードでの支払が確認されたときに即時に銀行口座から残高が引き落とされる決済手段です。

クレジットカード決済とは異なり、支払の繰越はなく、口座の使用可能残高でのみ利用できます。

デビットカード取引は通常、カードイシューア、カード会員、カード加盟店、アクワイアラおよびVISA等の決済ネットワーク間の下記の手続きを含みます。

- －カード会員がカードイシューアの取引承認に基づき、カード加盟店においてデビットカードを利用する。
- －カード加盟店がアクワイアラに購入取引の記録を提示する。
- －アクワイアラが決済ネットワークを通じ、カードイシューアに対し購入取引の記録を提示する。
- －カードイシューアが購入取引を承認し、アクワイアラに対して、購入取引の代金からインターチェンジフィーを差し引いた純額を決済ネットワーク経由で送金する。
- －アクワイアラは、購入取引の決済を行うためにカードイシューアから受領した資金から加盟店手数料を差し引いた純額をカード加盟店に送金する。

ーカードイシューはカード会員より購入取引の代金を回収し、同時に銀行残高から引き落とされる。

当社グループはカードイシューとして、決済ネットワークとの間でライセンス契約を締結しています（ステップ1）。

契約に従い、当社グループはデビット決済サービスを提供することに同意し、カード会員は購入取引を実行し、加盟店でデビットカード決済が可能になります。デビット決済サービスにおいて、当社グループの履行義務は、IFRS第15号における顧客である決済ネットワークにデビット決済サービスを提供し、購入取引を承認し、購入取引データを送信することです（ステップ2）。

当社グループは、デビットカードで決済された購入取引の代金に所定の料率を乗じることにより、デビット決済サービスの取引価格を計算し（ステップ3）、この取引価格を上記の単一の履行義務に配分しています（ステップ4）。

当該履行義務はサービス完了時、すなわちアクワイアラから取引データを受信した時点で認識されます（ステップ5）。デビット決済サービスに係る契約に基づき、IFRS第15号に準拠して当社グループが収益として認識する手数料は、履行義務の充足から約2ヶ月以内に当社グループに支払われます。

デビット決済サービスは、金融サービスセグメントに含まれます。

b. 金融サービス

金融サービスは、主に送金および銀行振込取引で構成されます。ユーザー、企業およびその他の機関は、利用規約に基づき、様々な送金および銀行振込取引を要求します（ステップ1）。当社グループは、顧客の要求通りに指定された銀行口座に入金するサービスを提供する履行義務を負います（ステップ2）。当社グループは、取引金額および取引数に所定の料率を乗じることにより、送金および銀行取引手数料を計算し（ステップ3）、この取引価格を上記の単一の履行義務に配分しています（ステップ4）。当該履行義務はサービス提供をした時点で認識されます（ステップ5）。

(B) 金利収益

当社グループは、カード会員からのリボ払い、分割払い、キャッシング、顧客とのローン契約および証券や投資信託サービスの提供のための投資等の金利収益を計上しています。

金利収益の認識において、当社グループは実効金利法を適用しています。実効金利は、金融資産の予想存続期間を通じての、将来の現金収入額の見積額を、ECLを調整する前の金融資産の償却原価まで正確に割り引く利率です。

信用減損以外の金融資産からの受取利息は、資産の帳簿価額に実効金利を適用して認識されます。信用減損した金融資産については、予想信用損失引当金を控除した帳簿価額に実効金利が適用されます。利率は固定金利として設定されるか、返済期間に応じて決定しています。

金利収益は、IFRS第9号に基づく実効金利法で認識しています。

金利収益は、決済セグメントおよび金融サービスセグメントに含まれます。

(C) 金融商品関連収益

金融商品関連収益は、配当収入やFVTPLで測定される金融商品の公正価値の変動から認識しています。詳細については、「(1) 金融資産および金融負債の評価基準および評価方法」をご参照ください。

(D) その他の営業収益

その他の営業収益は、主にPayPayポイントコードの失効に関する収益から構成され、その他偶発的な手数料も含まれます。当社グループは、PayPay加盟店やその他の事業者にPayPayポイ

ントコードを発行し、PayPayユーザーは、これらの加盟店やその他の事業者が付与したPayPayポイントコードを利用することにより、当社のPayPayアプリ上のPayPay残高等にチャージすることができます。PayPayポイントコードは期限内に利用がされないと失効するため、当社グループは失効時に収益を認識しています。

②顧客に支払われる対価

当社グループは、カード会員に対するPayPayポイントを含む顧客に支払われる対価を有しており、これらを通じて決済取引の拡大を図っています。PayPayポイントを含む非デリバティブ金融負債の詳細については、「(1) 金融資産および金融負債の評価基準および評価方法」をご参照ください。

顧客に支払われる対価は、顧客への支払が別個の財またはサービスとの交換によるものであり、その結果、顧客に支払われる対価が対応する収益を超える可能性がある場合を除き、取引価格の減額として会計処理され、関連する財またはサービスの顧客への移転についての収益を認識する時点と、対価を支払うかまたは支払いを約束する時点のいずれか遅い方で認識しています。カード会員により獲得されたポイントは、第三者からの財またはサービスの取得の対価や、PayPay投資ポイントを通じた第三者への投資に利用することができる一方、当社グループから独立した財またはサービスを取得するオプションを含んでいないため、IFRS第15号における重要な権利には該当しません。

顧客に支払われる対価が前払いである場合、当社グループは、その支払いに関連する将来の収益が発生すると合理的に予想される範囲内で資産として認識し、その後、関連する財またはサービスが顧客に提供された時点で、または提供されている期間で収益を減額しています。

③契約獲得の増分コスト

契約獲得の増分コストは、その支払いに関連する将来の収益を得ることにより、当該コストを回収すると見込んでいる場合に資産として認識しています。契約獲得の増分コストとは、当該契約を獲得しなければ発生しなかった費用です。増分コストのうち回収不能な部分は、発生時に費用処理しています。当社グループは、契約獲得の増分コストのうち、回収を見込む金額について資産として認識し、連結財政状態計算書の「その他の資産」に計上しています。当該資産は、当該資産が関連するサービスが顧客に移転されると見込まれる期間にわたって定額法により償却されます。当社グループが認識する償却期間が1年以内である場合、当社グループは実務上の便法を適用し、契約獲得の増分コストを費用として認識します。

(6) 法人所得税

法人所得税は当期税金および繰延税金から構成され、企業結合から生じる税金およびその他の包括利益または直接資本に認識する項目から生じる税金を除き、純損益で認識しています。

①当期税金

当期税金は税務当局に対する納付または税務当局からの還付が予想される金額で測定し、税額の算定においては、期末日に制定または実質的に制定されている税率および税法を使用しています。

②繰延税金

繰延税金は、連結計算書類における資産および負債の帳簿価額と課税所得計算に用いられた税務上対応する金額との差額のうち、将来支払または回収可能と見込まれる税金であり、資産負債法によって会計処理しています。繰延税金負債は通常、全ての一時差異について認識され、繰延税金資産は、以下の一時差異を除き、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲内で認識しています。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異

- ・企業結合以外の取引で、かつ会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさない取引における資産または負債の当初認識から生じる一時差異
- ・子会社および関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合または当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合
- ・子会社および関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

当社グループは、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲内で繰延税金資産を認識しています。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除について、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲内で認識しています。将来の課税所得の見積りは、当社グループの経営者が承認した予算に基づき算定され、経営者の判断および仮定に基づいています。繰延税金負債を超える繰越欠損金に関する繰延税金資産は、将来の課税所得により利用可能であると予測されるため、認識されています。

繰延税金資産および負債は、当期末日に制定または実質的に制定されている法律に基づいて、当該資産が実現されるまたは負債が決済される時点において適用されると予測される税率を用いて測定しています。

繰延税金資産および繰延税金負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合または別々の納税主体であるものの当期税金資産および当期税金負債とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しています。

繰延税金資産の帳簿価額は各期末日に見直され、繰延税金資産の全額または一部が回収できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しています。

③法人所得税の税務処理に関する不確実性

各期末日時点の不確実な税務ポジションについて、当社グループはIFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」に基づき分析を行っています。当社グループは、法人所得税の税務処理に関する不確実性がある場合に、その影響を評価しています。

当社グループは、税務当局による検討の結果、支払義務が生じる可能性が高い場合には、不確実な税務ポジションに係る引当金を計上しています。当該引当金は、支払見込額に関する当社グループの最善の見積額により測定されます。引当金は、もはや必要でないと経営者が判断した場合、または法令により確定した場合には、当該期間に戻入を行い収益として計上しています。

(7) 企業結合

企業結合はIFRS第3号「企業結合」（以下「IFRS第3号」）の適用範囲外である共通支配下の企業結合を除き、支配獲得日に、取得法によって会計処理しています。

企業結合時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、当社グループが引き受けた被取得企業の旧所有者の負債、および支配獲得日における当社グループが発行した資本性金融商品の公正価値の合計として測定しています。取得関連費用は発生時に純損益で認識しています。

支配獲得日において、取得した識別可能な資産および引き受けた負債は、以下を除き、支配獲得日における公正価値で認識しています。

- ・繰延税金資産または繰延税金負債、および従業員給付に係る資産または負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し、測定
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約、または被取得企業の株式に基づく報酬契約の当社グループの制度への置換えのために発行された負債または資本性金融商品は、支配獲得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定
- ・売却目的に分類される資産または処分グループは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産

及び非継続事業」に従って測定

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

当社グループは、非支配持分を公正価値、または当社グループで認識した識別可能純資産に対する非支配持分の比例割合で測定するかについて、個々の企業結合取引ごとに選択しています。段階的に達成する企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得または損失は純損益で認識しています。支配獲得日前に計上していた被取得企業の持分の価値の変動に係るその他の包括利益の金額は、当社グループがその持分を処分した場合と同じ方法で会計処理しています。

企業結合の当初の会計処理が期末日までに完了しない場合、当社グループは、完了していない項目については暫定的な金額で報告しています。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正します。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としています。

共通支配下の企業結合は、IFRS第3号の適用範囲外の取引です。IFRSは、当該取引の会計処理についてガイダンスを提供していませんが、企業に対してIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、会計方針を策定することを要求しています。当社グループは、企業結合の成果を認識する手法として持分プーリング法を採用しています。共通支配下の企業結合（全ての企業や事業は企業結合前後で同一の当事者によって最終的に支配されており、支配が一時的ではない取引）について、当社グループは、最終親会社の帳簿価額に基づいて当該取引を会計処理し、共通支配下の取引の実際の日付にかかわらず前々年度期首まで、また、最終親会社がそれらの事業を取得した日が前々年度期首より遅い場合には、その日から被取得企業を取得していたかのように遡及的に連結しています。非支配持分は、全ての表示期間において、最終親会社によって計算された所有割合と同じ割合を用いて算定しています。

(8) 外貨換算

①外貨建取引

当社グループにおける機能通貨以外の通貨（外貨）での取引は、取引日の為替レートを用いて換算しています。外貨建貨幣性項目は、報告日の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、公正価値を測定した日の為替レートで機能通貨に換算しています。

取得原価で測定している外貨建非貨幣性項目は、再換算されません。

換算によって発生した為替換算差額は、純損益で認識しています。

②在外営業活動体

連結計算書類を作成するために、在外営業活動体の資産および負債は、連結計算書類作成日の為替レートで日本円に換算しています。収益および費用は、取引日の為替レートまたは会計期間の平均為替レートで日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算によって生じた為替差額は、その他の包括利益で認識し、在外営業活動体の累積換算差額勘定に計上しています。

(会計上の見積りに関する注記)

翌連結会計年度中に資産および負債の帳簿価額に重要な修正をもたらすリスクのある、将来に関する仮定および見積りの不確実性に関する情報は、以下の通りです。

1. 減損

(1) 資産

①のれん以外の非金融資産

有形固定資産、使用権資産、および耐用年数が確定できる無形資産等の非流動資産は、報告期間末に減損の兆候の有無を評価します。当社グループは、減損の兆候の有無を評価するために、内部および外部の情報源の両方を検討しています。減損の兆候には、当社グループ（または関連会社）が事業を行っているまたはその資産を利用する市場における技術や資産の陳腐化、市場、経済および法的環境の著しい不利な変化が含まれます。そのような兆候がある場合、減損損失を測定するために、資産の回収可能価額を見積ります。回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。資産またはCGUの帳簿価額が回収可能価額を上回る場合、減損損失が認識され、回収可能価額まで減損しています。当社グループは、2026年3月31日時点で、PayPay証券(株)の資産を除き、有形固定資産、使用権資産、および無形資産について減損の兆候を識別していません。

②のれん

のれんの減損テストは、のれんを配分したCGUまたはCGUグループの帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その下回る額について減損損失を認識することとなります。

CGUまたはCGUグループの回収可能価額は、見積りを伴う使用価値の算定に基づいて決定しています。使用価値の算定に使用される主要な仮定には、割引率、永久成長率および当社グループの経営者が承認した事業計画を基礎とした5年以内の将来キャッシュ・フローが含まれます。事業計画の対象期間を超える将来キャッシュ・フロー予測は永久成長率を用いて推定しています。将来キャッシュ・フロー予測は、過去の経験を考慮した、経営者の最善の見積りです。これらの仮定は、ユーザー動向、マーケティングへの支出、企業のIT支出、および競合他社の動向等の将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があります。

(2) 償却原価で測定する金融資産、FVTOCIの負債性金融資産および未実行の貸出コミットメント

当社グループは、償却原価で測定する金融資産、FVTOCIで測定する負債性金融商品、および未実行の貸出コミットメントに係るECLを評価しています。減損の方法は、個々の金融資産または金融資産グループの信用リスクの著しい増大の有無によって決定しています。各金融資産の信用リスクの著しい増大は、報告日時点と当初認識日時点の債務不履行リスクを比較することにより評価します。特に、契約上の支払期日から90日を超えて経過している場合、契約条件が変更された場合、または債務者が著しい財務状況の悪化に陥っている場合には、金融資産は債務不履行とみなします。

詳細については、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項」をご参照ください。

2. 繰延税金資産の回収可能性

当社グループの連結財政状態計算書上の資産または負債の帳簿価額と税務上の資産または負債の帳簿価額との差額である一時差異について、当社グループは繰延税金資産および繰延税金負債を認識しています。回収可能性の検討にあたっては、合理的に予測可能な期間内に繰延税金資産が回収される可能性を評価しています。詳細については、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項」をご参照ください。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保に供している資産等

(1) 担保に提供している資産

担保として差し入れた資産の帳簿価額は以下の通りです。

供託金(注1)	1,980	百万円
貸付金(注2)	30,999	
有価証券(注1)(注3)	605,904	
その他(注1)	5,162	
合計	644,045	

(注1) 金融機関は、債務不履行となった場合には担保資産を処分し、その金額を債務返済額に充当、または相殺する権利を有しています。

(注2) 当社グループは、流動化したカード売掛金の認識を中止していません。債権の譲渡に該当しない貸付金の担保差し入れに係る流動化借入額は、55,000百万円です。

(注3) 有価証券は、PayPay銀行㈱の資金調達および為替決済のため、日本銀行および全国銀行資金決済ネットワークへ担保として差し入れています。

(2) その他

銀行事業を営む子会社であるPayPay銀行㈱は「準備預金制度に関する法律」により、受け入れている預金等の一定比率以上の金額(法定準備預金額)を日本銀行に預け入れる義務があり、法定準備預金額以上の金額を日本銀行に預け入れています。当連結会計年度末の現金及び現金同等物のうち292,622百万円は銀行事業を営む子会社であるPayPay銀行㈱の日銀預け金であり、法定準備預金額以上の金額を日本銀行に預け入れています。

2. 資産から直接控除した引当金

営業債権	786	百万円
貸付金	47,593	百万円

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	14,259	百万円
使用権資産	6,828	百万円

4. 貸出コミットメント

当社グループの貸出コミットメントは、主に当社グループのクレジットカード会員へのショッピングおよびキャッシングの利用限度額であり、貸出未実行残高は以下の通りです。

未実行残高	10,622,322	百万円
-------	------------	-----

なお、当該利用限度額は、クレジットカード会員がその範囲内で随時利用できるため利用されない額もあり、かつ、当社グループが任意に増減させることができるため、貸出未実行残高は必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当該貸出コミットメントの未実行残高の期日は、要求払いのため1年以内となります。

5. 財務制限条項等の特約条項

PayPayカード(株)の借入金等に付されている主要な財務制限条項

PayPayカード(株)の金融機関に対する借入金等には以下の財務制限条項が付されており、2026年3月31日時点において遵守しています。全ての財務制限条項は、PayPayカード(株)個別の財務情報に基づいて決定されます。

- ①各決算期の末日における同社の貸借対照表において債務超過とならないこと。
- ②各決算期の末日における同社の貸借対照表上の純資産の部の金額について、前年度における貸借対照表上の純資産の部の金額の75%、もしくは2021年3月31日における貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ③同社の損益計算書に示される営業損益または経常損益が2期連続して損失とならないこと。
- ④LINEヤフー(株)の連結子会社の地位を維持すること。
- ⑤同社が指定格付機関による発行体格付を取得している場合、格付がBBB-を下回らないこと、または、同社が発行体格付を取得していない場合、LINEヤフー(株)の発行体格付がBBB+を下回らないこと。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	676,955,535株
------	--------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

PayPay銀行(株)

2025年6月24日定時株主総会

株式の種類	普通株式
-------	------

配当金の総額	1,413百万円
--------	----------

1株当たり配当額	1,860円
----------	--------

基準日	2025年3月31日
-----	------------

効力発生日	2025年6月25日
-------	------------

配当の原資	利益剰余金
-------	-------

PayPay銀行(株)

2025年6月24日定時株主総会

株式の種類	A種優先株式
-------	--------

配当金の総額	1,806百万円
--------	----------

1株当たり配当額	2,046円
----------	--------

基準日	2025年3月31日
-----	------------

効力発生日	2025年6月25日
-------	------------

配当の原資	利益剰余金
-------	-------

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	633,000株
------	----------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 信用リスク

当社グループはカード会員との契約時において、社内基準に従い会員の信用リスクを評価しています。また、主にカード会員ごとの回収状況の確認を行い、回収不能額の増加を回避しています。

カード会員に対するカード売掛金については、延滞が発生した場合、回収を促進する目的で契約条件が見直され、当初認識時の契約上のキャッシュ・フローが変更されることがあります。

カード売掛金の大半は日本に居住するカード会員に対するものですが、当社グループは、上記のリスク管理手続を通じて、信用リスクの未然防止または低減を図っています。

銀行顧客に係る信用リスクについては、信用リスク管理体制を社内規程に定め、「クレジットポリシー」に従った信用リスクのコントロールに努めています。また、当社グループは与信調査、集中リスクおよび直接償却に関する規程を定めています。過度なリスクの集中を回避し、分散されたポートフォリオの管理を行うため、当社グループの方針および手続における具体的な指針として、適切な与信枠を設定しています。各部門から独立した監査部が、信用リスク管理状況につき定期的に監査を行い、与信業務の牽制を行うとともに、取締役会等に監査結果を報告しています。

当社グループは、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値が、当初の金融資産の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と比較して10%以上変動する場合、条件変更された金融資産の認識を中止し、購入または組成した信用減損金融資産として新たに認識しています。

2026年3月31日時点において、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが変更されたものの認識の中止に至らなかったものはありません。

また、上記以外の信用リスクについても全般的に与信調査の実施や与信枠を設定することで信用リスクの管理を行っています。当社グループは、社内の与信管理規程に従い、定期的に債務者の状況や期日経過情報、および債権残高をモニタリングしています。

2026年3月31日時点において、貸出コミットメントを除き、当社グループの連結財政状態計算書で表示している金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

(2) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金または他の金融資産の交付により決済されるデリバティブ商品を含む金融負債に関連する債務を履行するにあたり困難に直面するリスクです。当社グループは、営業取引のための資金の調達や返済、支払において、流動性リスクに晒されています。当該リスクの未然防止または低減のため、資金運用については原則として流動性があり元本欠損リスクが極めて小さい金融商品を対象としています。当社グループは、グループの流動性および安定性を確保できるよう、十分な額の現金および現金同等物、ならびに主に2ヶ月以内に満期が到来する債権を保有しています。また銀行事業において、資金調達における短期資金への過度な依存を防ぐために、当社グループは短期の要資金調達額に対して上限を設定し、日次でその遵守状況をモニタリングしています。加えて、顧客預り金の大量流出等緊急時の流動性を確保するため、現金化が可能な資産の残高状況についてもモニタリングしています。

当社グループは銀行事業における顧客からの預り金、銀行借入、コマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化を通じて資金調達を行っています。

(3) 市場リスク

a. 為替リスク管理

当社グループは、機能通貨以外の通貨で実施する取引から発生する為替の変動リスクに晒されています。当社グループの取引に使用される主要な外貨は米ドルです。

当社グループは、通貨別の正味の為替ポジションを適切な水準にするため、外貨建オンバランス

ス資産および負債から生じる為替エクスポージャーに対し、先物為替予約、先物債券予約等を行っています。

銀行事業においては、為替リスク管理の対象となる資産・負債を特定した上で、投資額とそのポートフォリオから生じる現在価値変動額に対してリスク量上限を設定し、日次でその遵守状況を管理しています。また、定期的な為替の変動に対する現在価値変化の分析も実施し、資産・負債に与える影響をモニタリングしています。

上記のリスク管理手続の結果、当社グループの正味の為替リスク・エクスポージャーによる税引前損益および資本への影響は軽微です。

b. 金利リスク管理

当社グループは、変動金利の借入金等および預り金により資金を調達しているため、金利上昇により支払利息が増加するリスクに晒されています。金利変動リスクを未然防止または低減するため、固定金利と変動金利の借入金等の適切な組み合わせを維持し、変動金利の借入金等について、金利変動の継続的モニタリングを行っています。

感応度分析は、2026年3月31日時点の金融負債（変動金利の預り金および借入金等を含む）の残高を用い、当該負債が直前連結会計年度末まで残高があると仮定し、他の全ての変数を一定に保持して行いました。

2. 金融商品の公正価値等および公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳に関する事項

当社グループは、連結計算書類において公正価値で測定する金融商品について、以下のインプットに基づき、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しています。

- ・レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

- ・レベル2：類似の資産または負債の活発な市場における相場価格、同一または類似の資産または負債の活発でない市場における相場価格、当該資産または負債に関する相場価格以外の観察可能なインプット、市場の裏付けがあるインプットにより測定した公正価値

- ・レベル3：市場参加者が価格付けを行う際に使用するであろう仮定についての当社グループの判断を反映した、1つまたは複数の観察不能なインプットを用いた評価技法により測定した公正価値

当社グループは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を、連結会計年度末において発生したものと認識しています。なお、当連結会計年度において、レベル間の重要な振替はありません。

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	公正価値			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
金融資産				
有価証券	262,252	80,485	342,910	685,647
その他の金融資産	203	2,107	—	2,310
合計	262,455	82,592	342,910	687,957
金融負債				
その他の金融負債	100	1,268	—	1,368
合計	100	1,268	—	1,368

連結財政状態計算書において公正価値で測定していない金融商品の帳簿価額、公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			合計
		レベル1	レベル2	レベル3	
金融資産					
貸付金	1,238,617	—	—	1,262,833	1,262,833
有価証券	1,051,188	264,985	758,634	2,480	1,026,099
合計	2,289,805	264,985	758,634	1,265,313	2,288,932
金融負債					
預り金	2,269,080	—	2,268,805	—	2,268,805
借入金等	491,956	—	208,150	278,056	486,206
合計	2,761,036	—	2,476,955	278,056	2,755,011

金融商品の公正価値の測定方法は、以下の通りです。

a. 有価証券

日本国債および地方債からなる負債性金融商品の公正価値は、同一の資産の活発な市場における相場価格が入手できる場合は当該相場価格を使用して測定し、レベル1に分類しています。活発な市場における同一銘柄の相場価格が入手できない場合の公正価値は、売買参考統計値等の利用可能な情報に基づく観察可能なインプットを使用して測定し、レベル2に分類しています。

上場投資信託からなる負債性金融商品の公正価値は、同一の資産の活発な市場における相場価格で測定し、レベル1に分類しています。

社債からなる負債性金融商品の公正価値は、契約ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを契約期間に応じて信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しています。外部信用格付を反映した金利等、市場で観察可能なインプットを使用して測定したものをレベル2、負債性金融商品の発行者の信用スプレッド等、市場で観察不能なインプットを使用したものをレベル3に分類しています。

当社グループのリスク管理部では、負債性金融商品の種類ごとに、サンプルベースで相場価格と財務企画部が算出した価格との間に一定の乖離があるか否かを判断することにより、相場価格がIFRS第13号の公正価値の適格性を満たしているかどうかを四半期ごとに評価しています。

上場株式からなる資本性金融商品の公正価値は、同一の資産の活発な市場における相場価格で測定し、レベル1に分類しています。

これらの有価証券には、住宅ローン担保証券、クレジットカード資産担保証券、割賦売掛金担保証券およびその他の資産担保証券が含まれます。これらの有価証券の市場は活発ではなく、資産担保証券の公正価値は、利回り、期限前返済率、デフォルトの可能性および損失の重要性を重要なインプットとする同一または類似の有価証券のブローカーまたはディーラーの相場価格を使用して測定しており、そのような重要なインプットは観察不能であるため、レベル3に分類しています。

当社グループは、割引将来キャッシュ・フローを用いて、ブローカーまたはディーラーの相場価格と、リスク管理部が算出する価格との間に継続的な乖離が生じていないか日次でモニタリングしています。また、当社グループのリスク管理部は、資産担保証券の種類ごとに、サンプルベースで相場価格と財務企画部が算出した価格との間に一定の乖離があるか否かを判断することにより、相場価格がIFRS第13号の公正価値の適格性を満たしているかどうかを四半期ごとに評価しています。

b. その他の金融資産およびその他の金融負債

上場デリバティブからなるデリバティブの公正価値は、同一のデリバティブの活発な市場における相場価格で測定し、レベル1に分類しています。店頭外国為替デリバティブからなるデリバティブの公正価値は、将来の為替レートおよび金利を重要なインプットとする割引将来キャッシュ・フロー法により算定されたブローカーまたはディーラーの相場価格で測定し、レベル2に分類しています。

c. 貸付金

貸付金の公正価値は、内部格付および貸付条件に基づく信用スプレッドを加味した利率を用いた割引将来キャッシュ・フロー法により算定しており、信用スプレッドは重要な観察不能なインプットであるため、レベル3に分類しています。

d. 預り金

要求払預金については、連結会計年度末に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を公正価値としています。定期預金の公正価値は、残存期間が類似している預金ごとに現在のレートで将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により算定しています。残存期間が短期間（6ヶ月以内）のものは、公正価値は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を公正価値としており、レベル2に分類しています。

e. 借入金等

借入金等の公正価値は、同様の条件および期間での借入に使用される当社グループ独自の信用スプレッドを加味した利率を用いた割引将来キャッシュ・フロー法により算定しています。当社グループ独自の信用スプレッドが観察不能である借入金等については、レベル3に分類しています。

なお上記に記載していないコールローン等、その他の金融商品は、主に1年以内に決済されるため、帳簿価額は公正価額に近似しています。

(2) 公正価値の評価技法およびインプット

レベル3に分類される主要な資産の公正価値の評価技法、重要な観察不能なインプットおよびその範囲は、以下の通りです。

金融資産	公正価値の評価技法	重要な観察不能なインプット
資産担保証券	割引キャッシュ・フロー	ディスカウント・マージン/ スプレッド 一定の期限前返済率 一定のデフォルト率
貸付金 負債性金融商品	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド

資産担保証券の公正価値は、ブローカーやディーラーの相場価格を使用して決定しています。使用されているブローカーやディーラーの相場価格は拘束力を持たず、独自のモデルおよび仮定に基づく指標価格を反映しています。当社グループは、ブローカーやディーラーが使用している特定のインプットにアクセスすることができず、従って、重要な観察不能なインプットに関する定量的情報を提供することができません。

当社グループは、これらの商品には活発な市場と観察可能なインプットがないことを考慮し、ブ

ローカーやディーラーの相場価格の使用は公正価値の最善の見積りを示すものであると考えています。

a. ディスカウント・マージン/スプレッド

ディスカウント・マージン/スプレッドは、将来キャッシュ・フローの現在価値を算定する際に使用される割引率を表します。割引将来キャッシュ・フロー法では、将来の予想キャッシュ・フローを割り引く際に、このようなスプレッドが基準金利に追加されるため、これらのスプレッドは資産の正味現在価値を減少させます。一般的に、これらのスプレッドは、資産の信用の質に応じたキャッシュ・フローの不確実性に基づくより高いリスクを補うために、投資家が基準金利を超えて達成すると期待するプレミアムを反映します。

b. 一定の期限前返済率

一定の期限前返済率は、債権のポートフォリオが裏付けとなる債権の契約条件よりも早く返済されると期待される将来の確率を表しており、高い場合には資産担保証券の正味現在価値を減少させます。

c. 一定のデフォルト率

一定のデフォルト率は、債務者が90日以上延滞している債権プールにおけるローンの割合を反映しており、高い場合には資産担保証券の正味現在価値を減少させます。

d. 信用スプレッド

信用スプレッドは、将来キャッシュ・フローの現在価値を算定する際に使用される割引率を表します。割引将来キャッシュ・フロー法では、将来の予想キャッシュ・フローを割り引く際に、このようなスプレッドが基準金利に追加されるため、このスプレッドは負債性金融商品の正味現在価値を減少させます。信用スプレッドは、信用リスクの低い証券に比べて信用リスクの高い証券から投資家が得られる追加の正味利回りを反映します。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり親会社所有者帰属持分 (注 1)	582円28銭
基本的 1 株当たり純利益 (注 2) (注 3)	180円42銭

(注 1) 1 株当たり親会社所有者帰属持分に使用する親会社所有者帰属持分は、「親会社の所有者に帰属する持分」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。

(注 2) 基本的 1 株当たり純利益に使用する純利益は、「親会社の所有者に帰属する純利益」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し、算定しています。

(注 3) 2025年11月15日を効力発生日として、普通株式 1 株につき200株の割合をもって株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「基本的 1 株当たり純利益」を算定しています。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

(1) 顧客との契約およびその他の源泉から生じる収益

(単位：百万円)

顧客との契約から生じる収益	
決済取引及びサービス収益	251,041
その他の源泉から生じる収益	
金利収益（注1）	116,488
金融商品関連収益	10,250
その他の営業収益	2,883
合計	380,662

(注1) 当社グループは、顧客に対する貸出金等の信用リスクを軽減するため、第三者の金融機関に対して保証料を支払っています。IFRS第9号に従い、これらの保証料は実効金利法の計算に含まれ、金利収益の減額として認識しています。2026年3月31日に終了した1年間における保証料の金額は、20,747百万円です。

(2) サービス別売上収益の分解

(単位：百万円)

	決済	金融サービス	合計
決済サービス			
PayPay決済サービス	245,799	—	245,799
クレジット決済サービス及びアクワイアリングサービス（注1）	46,019	—	46,019
デビット決済サービス	—	5,468	5,468
決済取引及びサービス関連控除（注2）	△100,358	△1,413	△101,771
小計	191,460	4,055	195,515
金融サービス	—	24,706	24,706
その他（注3）（注4）	29,310	1,510	30,820
合計（注5）	220,770	30,271	251,041

(注1) 「クレジット決済サービス及びアクワイアリングサービス」からの収益は、アクワイアリングサービスに関してカードイシューが請求するインターチェンジフィーを控除した金額で表示しています。これは、当社グループは、購入取引の決済金額および所定の料率に基づき収益を認識しているためです。2026年3月31日に終了した1年間において、インターチェンジフィーは、11,023百万円です。詳細については、「（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）4. 会計方針に関する事項」をご参照ください。

(注2) 「決済取引及びサービス関連控除」は主に顧客に提供される特典を含み、控除額は決済サービスのみに関連しています。

(注3) 決済セグメントの「その他」には、主にPayPay加盟店に対するサブスクリプションサービスから得られる収益を含み、収益控除を減額した純額で表示しています。2026年3月31日に終了した1年間において、収益控除は、4,554百万円です。これらの控除額は主に、PayPayカードゴールドの年会費に関連する顧客に支払われる対価です。

(注4) 金融サービスセグメントの「その他」は、主にクレジットエンジン(株)が提供するシステムプ

ラットフォームサービスから得られる収益を含みます。

(注5) 2026年3月31日に終了した1年間において、当社グループの外部顧客からの収益は、ほぼ全て当社グループの所在地国である日本において発生しています。

(注6) 各サービス区分の詳細については、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項」をご参照ください。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項」に記載の通りです。

(企業結合に関する注記)

2025年4月に実施したPayPay証券㈱およびPayPay銀行㈱の取得取引

(1) 取引の概要

2025年4月に当社はソフトバンクグループ㈱(以下「SBG」)からPayPay証券㈱およびPayPay銀行㈱を取得する一連の取引を行いました。

当社は2025年4月1日にPayPay証券㈱の普通株式31.0%分をSBGの子会社であるソフトバンク㈱およびLINEヤフー㈱から追加取得しました。また、PayPay証券㈱は2025年4月1日付で普通株式を追加で発行し、当社が全て引き受けました。当該一連の取引の対価は総額で12,807百万円です。当社は当該一連の取引前よりPayPay証券㈱の普通株式35.0%を保有しており、2025年4月1日時点において、当社はPayPay証券㈱の普通株式75.2%を保有しています。

また、2025年4月11日にSBGの子会社であるZフィナンシャル㈱(2025年8月1日の合併により現LINEヤフー㈱)および三井住友海上火災保険㈱からPayPay銀行㈱の普通株式47.1%および議決権のないA種優先株式の全てを117,378百万円で取得しました。当社は2025年4月28日にPayPay銀行㈱の議決権のないA種優先株式を普通株式に転換し、当該転換後、当社はPayPay銀行㈱の普通株式75.5%を保有しています。

PayPay証券㈱は証券仲介業務およびPayPayポイント投資サービス関連事業を、PayPay銀行㈱はインターネットバンキング事業をそれぞれ展開しています。今回のPayPay証券㈱およびPayPay銀行㈱の取得取引は決済サービスにおけるシナジーを創出し、決済サービス、インターネットバンキングサービスおよび証券仲介サービスの提供を通じて、キャッシュレスサービス市場におけるシェア拡大を目指すことを目的としています。

(2) 実施した会計処理の概要

当社、PayPay証券㈱およびPayPay銀行㈱は、取得取引の前後を通じてSBGに支配されていたため、共通支配下の企業結合として持分プーリング法を適用し、2026年2月13日提出の有価証券届出書における報告年度の前々年度期首である2022年4月1日から当該企業結合の影響を認識しています。連結計算書類においては、SBGの帳簿価額に基づき、PayPay証券㈱およびPayPay銀行㈱の資産および負債ならびに経営成績を認識しています。2025年4月1日および11日に当社はPayPay証券㈱の普通株式ならびにPayPay銀行㈱の普通株式およびA種優先株式をそれぞれ取得し、当社の所有持分の割合は増加しました。その結果、当社グループは各社の非支配持分の一部の認識を中止し、2026年3月31日時点の連結財政状態計算書における非支配持分が86,358百万円、資本剰余金が36,827百万円減少しました。

持分プーリング法の適用により、当社グループは従来SBGが取得原価に基づいて認識していたPayPay証券㈱の取得によるのれんを認識し、PayPay証券㈱の事業が含まれるCGUに配分しています。なお、PayPay銀行㈱の取得により認識したのれんはありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

第8期

計 算 書 類

〔自 2025年4月1日〕
〔至 2026年3月31日〕

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

PayPay株式会社

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,538,971	流動負債	1,507,238
預金	313,342	未払金	13,186
決済事業未収入金	550,613	決済事業未払金	995,094
金銭の信託等	246,145	前受金	22,534
有価証券	14,588	未払法人税等	5,708
未収入金	23,930	未払消費税等	7,288
前払費用	3,580	未払費用	1,490
寄託金	378,350	PayPay残高等	451,244
その他	8,891	賞与引当金	3,350
貸倒引当金	△471	役員賞与引当金	238
固定資産	402,544	損失補填引当金	343
有形固定資産	2,541	その他	6,756
建物附属設備	1,851	固定負債	1,499
器具備品	689	資産除去債務	1,407
無形固定資産	20,952	その他	92
ソフトウェア	18,108	負債合計	1,508,737
ソフトウェア仮勘定	2,844	純資産の部	
投資その他の資産	379,050	株主資本	429,914
投資有価証券	51,024	資本金	200,635
関係会社株式	257,730	資本剰余金	109,201
長期前払費用	318	資本準備金	109,201
繰延税金資産	67,545	利益剰余金	120,078
その他	2,431	その他利益剰余金	120,078
		繰越利益剰余金	120,078
		新株予約権	2,863
		純資産合計	432,778
資産合計	1,941,515	負債及び純資産合計	1,941,515

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

〔 自 2025年4月1日
至 2026年3月31日 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
決済売上	248,723	
その他	27,837	276,560
営業費用		
販売費及び一般管理費		238,590
営業利益		37,969
営業外収益		
受取利息	1,304	
業務受託収入	353	
有価証券利息	342	
その他	644	2,645
営業外費用		
固定資産除却損	74	
為替差損	197	
その他	1	273
経常利益		40,341
税引前当期純利益		40,341
法人税、住民税及び事業税	5,580	
法人税等調整額	△29,353	△23,772
当期純利益		64,114

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

〔 自 2025年4月1日
至 2026年3月31日 〕

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	91,433	—	—
当期変動額			
新株の発行	109,201	109,201	109,201
株式に基づく報酬取引	—	—	—
当期純利益	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	109,201	109,201	109,201
当期末残高	200,635	109,201	109,201

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益 剰余金				
当期首残高	55,963	55,963	147,397	806	148,203
当期変動額					
新株の発行	—	—	218,403	△381	218,021
株式に基づく報酬取引	—	—	—	2,438	2,438
当期純利益	64,114	64,114	64,114	—	64,114
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	64,114	64,114	282,517	2,056	284,574
当期末残高	120,078	120,078	429,914	2,863	432,778

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（利息法）
関係会社株式	移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備	2～15年
器具備品	3～15年

②無形固定資産（ソフトウェア）

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年です。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、発生時に全額費用として処理しています。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当事業年度末における回収不能見込額を計上しています。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末に負担すべき額を計上しています。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末に負担すべき額を計上しています。

④損失補填引当金

決済サービス用残高チャージに係る損失の補填等に備えるため、当事業年度末における損失発生見込額を計上しています。

(5) 重要な収益の計上基準

当社の主な収益は決済収益であり、顧客である加盟店へ代金決済サービスを提供しています。加盟店によるPayPayユーザーに対する商品等の販売取引において、PayPayアプリを使用した商品等代金の決済サービスを提供することが履行義務になります。

当該履行義務は、商品等の販売取引の一時点において、顧客が当社の代金決済サービスの提供を受けたものと判断し、決済の完了時点で収益を認識しています。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)重要な収益の計上基準」に記載のとおりです。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の減損に係る見積り

当会計年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	257,730 百万円
--------	-------------

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表に計上しています。時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。

関係会社株式の減損の見積りに用いる実質価額は、発行会社の直近の財務諸表を基礎に、資産等の時価評価差額や発行会社の超過収益力等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しています。実質価額の測定に際しては、経営者の判断および見積りが、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。資産等の時価ならびに発行会社の超過収益力は、発行会社が生み出す見積将来キャッシュ・フローや成長率および割引率等の仮定に基づいて測定しています。

上記の仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

当会計年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	67,545 百万円
--------	------------

当該事項の内容は連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記) 2. 繰延税金資産の回収可能性」に記載の内容と同一であるため、記載を省略しています。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

①担保に供している資産

預金 5,124百万円

②担保に係る債務

期末日現在では発生していません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,381百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権および債務

短期金銭債権 1,070,983百万円

短期金銭債務 104,392百万円

長期金銭債権 50百万円

(4) 保全資産

資金決済に関する法律に基づく保全資産

供託 80,012百万円 (金銭の信託等14,400百万円、有価証券14,588百万円、投資有価証券51,024百万円)

履行保証金信託 167,631百万円 (金銭の信託等)

発行保証金信託 59,102百万円 (金銭の信託等)

合計 306,745百万円

労働基準法施行規則に基づく保証 5,010百万円 (金銭の信託等)

(5) PayPay残高等

PayPay残高等はPayPayユーザーによってチャージされるPayPayマネーおよびPayPayマネーライト、PayPayユーザーへ付与するPayPay商品券およびPayPayポイントの残高です。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益 23,535百万円

販売費及び一般管理費 26,697百万円

営業外収益 1,429百万円

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
PayPay残高等	31,506 百万円
繰越欠損金	28,526
商標権償却超過額	10,858
賞与引当金	1,056
未払事業税	722
減価償却超過額	540
資産除去債務	462
未払金及び未払費用	371
貸倒引当金	148
その他	212
繰延税金資産小計	74,406
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,512
繰延税金資産合計	67,893
繰延税金負債	
資産除去債務に係る有形固定資産	347
繰延税金負債合計	347
繰延税金資産の純額	67,545

当事業年度において、評価性引当金が36,502百万円減少しています。評価性引当額の主な変動の内容は、重要な税務上の欠損金が生じた原因、事業計画の達成状況、過去および当期の課税所得の推移等を勘案し、繰延税金資産の回収可能性の見直しを行った結果、評価性引当金が減少したことによるものです。

当社はグループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社およびその他の関係会社

属性	会社名	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	期末残高	
							科目	期末残高(百万円)
親会社	ソフトバンク(株)	情報通信事業	(被所有)直接7.5% 間接54.6%	役員の兼任2名 業務委託契約の締結	PayPayポイント付与に対する立替分(注2)	55,699	未収入金	5,199
							前受金	458
					子会社株式の取得(注4)	5,727	—	—
					新株の発行(注5)	34,889	—	—
親会社	LINEヤフー(株)	情報通信事業	(被所有)直接7.5% 間接47.1%	役員の兼任1名 業務委託契約の締結	当社加盟店としての決済システムの利用(注2)(注3)	1,223,671	決済事業未払金	93,169
					決済システム利用の受取(注2)		17,009	—
					子会社株式の取得(注4)	80	—	—
					新株の発行(注5)	34,889	—	—
その他の関係会社	SVF II Piranha (DE) LLC	投資ファンド	(被所有)直接28.5%	—	新株予約権の権利行使(注6)	15,901	—	—
					新株の発行(注5)	35,944	—	—

※取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。
- (注2) 価格その他の取引条件は、一般的取引条件を勘案し、協議の上決定しています。
- (注3) 決済金額を記載しています。
- (注4) 取得価格については、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しています。
- (注5) 新株の発行は、普通株式1株につき1,896円で発行したものです。なお、払込金額は2025年11月15日に行われた株式分割の影響を遡及的に修正した金額を記載しています。
- (注6) SVF II Piranha (DE) LLCが保有する当社の第1回ストック・オプションを全て行使し、普通株式へ転換しました。なお、取引金額は新株予約権の権利行使による発行株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。

(2) 兄弟会社

属性	会社名	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	期末残高	
							科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	SBペイメントサービス(株)	決済代行業	—	役員の兼任1名 業務委託契約の締結	加盟店向け決済サービス提供に係るシステム利用(注2)(注3)	591,329	決済事業未収入金	48,254
					決済サービスに係る手数料の支払(注2)	9,431	—	—
					当社加盟店としての決済システムの利用(注2)(注4)	1,011,159	決済事業未払金	53,687
親会社の子会社	Zフィナンシャル(株) (現LINEヤフー(株)) (注5)	中間持株会社	—	—	子会社株式の取得(注6)	117,000	—	—

※取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。
- (注2) 価格その他の取引条件は、一般的取引条件を勘案し、協議の上決定しています。
- (注3) 精算金額の総額を記載しています。
- (注4) 決済金額を記載しています。
- (注5) Zフィナンシャル(株)は2025年8月1日付でLINEヤフー(株)に吸収合併されました。
- (注6) 取得価格については、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しています。

(3) 子会社

属性	会社名	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	期末残高	
							科目	期末残高(百万円)
子会社	PayPayカード(株)	クレジット カード事業	(所有) 直接100%	業務委託契約 の締結 金銭消費寄託 契約の締結	預け寄託金の支払	3,112,800	寄託金	378,000
					預け寄託金の受取	3,105,800		
					利息の受取 (注2)	620	—	—
					加盟店向け決済 サービス 提供に係るシス テム利用 (注2)(注3)	4,786,427	決済事業 未収入金	474,756
					PayPayポイント 付与 に対する立替分 (注2)	42,890	未収入金	7,083
					決済サービスに 係る 手数料の支払い (注2)	23,785	—	—
子会社	PayPay証券(株)	証券業	(所有) 直接75.2%	業務委託契約 の締結 金銭消費貸借 契約の締結	PayPay資産運用 残高の引出 (注2)(注3)	82,897	決済事業 未収入金	484
					PayPay資産運用 に係る決済等 (注2)(注3)	133,088	決済事業 未払金	358
					増資の引受 (注4)	7,000	—	—
					資金の貸付 (注5)	37,900	—	—
					資金の回収 (注5)	37,900	—	—
					利息の受取 (注5)	30	—	—
子会社	PPSC インベ ストメン トサー ビス(株)	ポイント運 用 サービ ス事 業	(所有) 間接75.2%	業務委託契約 の締結	PayPayポイント 運用残高の引出 (注2)(注3)	105,153	未収入金	512
					PayPayポイント 運用に係る決済 等 (注2)(注3)	123,189	決済事業 未払金	407
子会社	PayPay 銀行(株)	銀行業	(所有) 直接75.5%	役員の兼任1 名	優先株式の転換 (注6)	—	—	—
					信託を通じた 資金の預入 (注7)	381,500	金銭の信託 等	196,500
					信託を通じた 資金の回収 (注7)	185,000		
					利息の受取 (注7)	333	未収収益	200

※取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

(注2) 価格その他の取引条件は、一般的取引条件を勘案し、協議の上決定しています。

(注3) 決済金額を記載しています。

(注4) 取得価格については、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しています。

- (注5) 資金の貸付に関しては、市場金利および借入期間に類似する当社での実績借入利率を勘案して合理的に算定しています。
- (注6) 当事業年度にZフィナンシャル(株) (現LINEヤフー(株)) から取得した議決権のないA種優先株式の全てを普通株式に転換しています。取得取引に関する詳細については、連結計算書類「(企業結合に関する注記)」をご参照ください。
- (注7) 資金決済に関する法律に基づき、PayPayマネーおよびPayPayマネーライトの未使用残高の保全方法として信託契約を締結し、法務局への供託に代えて当該信託契約を通じてPayPay銀行(株)に資金を預入れしています。なお、預託金利については市場金利を勘案して合理的に決定しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 635円07銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益(注1) | 100円53銭 |

(注1) 2025年11月15日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しています。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第8期

附属明細書

(事業報告)

〔 自 2025年 4月 1日
至 2026年 3月 31日 〕

PayPay 株式会社

第 8 期 事業報告の附属明細書

〔 自 2025 年 4 月 1 日
至 2026 年 3 月 31 日 〕

1. 会社役員以外の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

事業報告「IV. 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。

第8期

附属明細書 (計算書類)

〔 自 2025年4月1日 〕
〔 至 2026年3月31日 〕

PayPay株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建物附属設備	1,148	1,056	2	350	1,851	731	2,583
	器具備品	595	350	16	240	689	649	1,338
	建設仮勘定	11	0	11	—	—	—	—
	計	1,755	1,407	30	591	2,541	1,381	3,922
無形 固定 資産	ソフトウェア	18,730	6,112	46	6,688	18,108	18,953	37,062
	ソフトウェア 仮勘定	227	8,775	6,159	—	2,844	—	2,844
	計	18,958	14,888	6,205	6,688	20,952	18,953	39,906

(注) 上記資産のうち主要な増減は以下の通りです。

- | | | |
|-------------|------------------------------|----------|
| 1 建物附属設備 | : 四谷オフィス構築及び専有面積変更に伴う増加 | 698百万円 |
| 2 器具備品 | : 四谷オフィス構築及び専有面積変更に伴う増加 | 192百万円 |
| 3 ソフトウェア | : リリースに伴うソフトウェア仮勘定からの振替による増加 | 6,112百万円 |
| 4 ソフトウェア仮勘定 | : PayPayシステム追加開発に伴う増加 | 7,179百万円 |

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	513	53	96	471
賞与引当金	2,634	3,350	2,634	3,350
役員賞与引当金	120	238	120	238
損失補填引当金	330	740	727	343

(注) 引当金の計上理由および計上額の算定方法

個別注記表の1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)に記載の通りです。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額	摘要
給料	13,377	
従業員賞与	152	
賞与引当金繰入	3,350	
役員報酬	139	
役員賞与引当金繰入	238	
法定福利費	2,517	
退職給付費用	769	
株式報酬費用	2,688	
業務委託費	15,053	
ライセンス料	14,390	
支払報酬	3,972	
ポイント費用	110,314	
支払手数料	54,184	
広告宣伝費	2,535	
販売促進費	1,095	
減価償却費	7,279	
賃借料	800	
租税公課	2,750	
その他	2,977	
計	238,590	

本附属明細書（計算書類）の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

P a y P a y 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 政 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 亮

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 遼 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、P a y P a y株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、P a y P a y株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

P a y P a y 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 政 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 亮

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 遼 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、P a y P a y株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人が、違法行為（財務諸表への重大な影響の有無にかかわらず）が発生した、若しくは発生した可能性があることを示す情報を、監査手続の実施過程において発見し、又はその他の機会に認識するに至った事実がないことについて、報告を受けております。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

PayPay株式会社 監査等委員会

監査等委員	柄澤	康喜
監査等委員	ポール	与那嶺
監査等委員	河野	宏子
監査等委員	金子	寛人

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。